

516

357

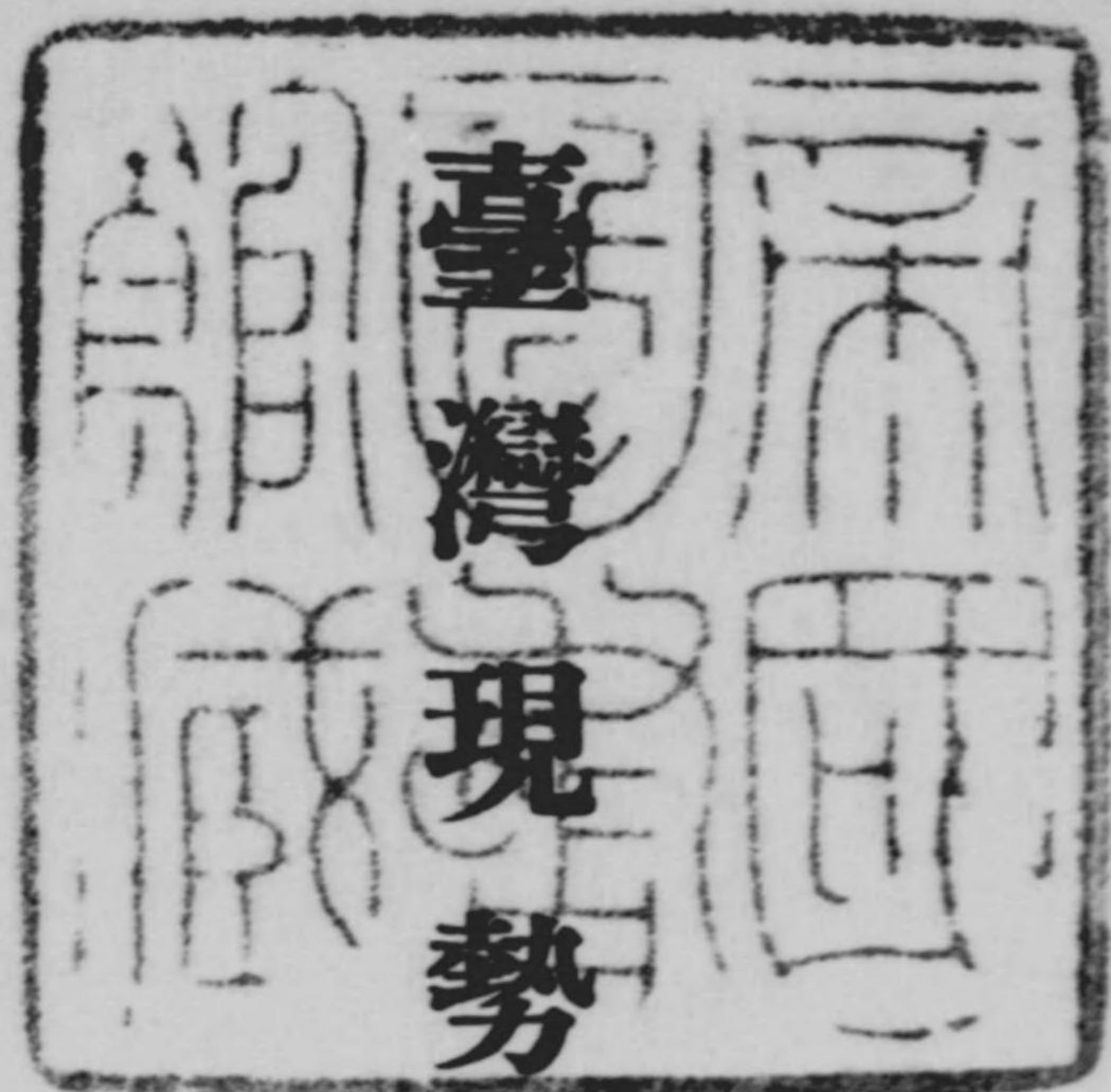
臺灣現勢要覽  
臺灣總督府發行  
昭和十二年版

臺灣現勢要覽

昭和十二年版

516

357



要覽



發行所寄贈本

516  
357

### 凡 例

- 一 本書は本島の現勢を紹介する爲め、主要な事項に就て其の統計的説明を試みたものである。
- 二 本書は昭和十年の事實を基礎としたが最近の統計あるものは努めて之を採り又昭和十年の事實不明のもの若くは特に必要と認められるものは同十年前の事實をも掲上した。
- 三 本書は特にその變遷消長を窺ひ既往との比較對照の便に供する爲め、必要な事項に就ては其の沿革及累年の事實をも掲上した。
- 四 本書は帝國に於ける本島の地位を説明する便に供する爲め、其の必要な事項に就ては内地、朝鮮、樺太、關東州及南洋廳等との比較對照をも試みた。

昭和十二年五月

臺灣總督府

## 目次概覽

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: right;">一</td> <td style="width: 85%;">臺灣の沿革</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">二</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">三</td> <td>氣象</td> <td style="text-align: right;">一七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">四</td> <td>人口</td> <td style="text-align: right;">二五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">五</td> <td>行政</td> <td style="text-align: right;">五一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">六</td> <td>警察官署及職員</td> <td style="text-align: right;">五五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">七</td> <td>農業</td> <td style="text-align: right;">五七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">八</td> <td>畜産</td> <td style="text-align: right;">六三</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">九</td> <td>林業</td> <td style="text-align: right;">六五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一〇</td> <td>鑛産</td> <td style="text-align: right;">六九</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一一</td> <td>水産</td> <td style="text-align: right;">七一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一二</td> <td>工業</td> <td style="text-align: right;">七五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一三</td> <td>糖業</td> <td style="text-align: right;">七九</td> </tr> </table>	一	臺灣の沿革	一	二	土地	五	三	氣象	一七	四	人口	二五	五	行政	五一	六	警察官署及職員	五五	七	農業	五七	八	畜産	六三	九	林業	六五	一〇	鑛産	六九	一一	水産	七一	一二	工業	七五	一三	糖業	七九	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: right;">一四</td> <td style="width: 85%;">貿易</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">八一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一五</td> <td>財政</td> <td style="text-align: right;">九〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一六</td> <td>專賣</td> <td style="text-align: right;">一〇九</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一七</td> <td>金融及商業</td> <td style="text-align: right;">一二三</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一八</td> <td>學事</td> <td style="text-align: right;">一三五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一九</td> <td>衛生</td> <td style="text-align: right;">一三七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">二〇</td> <td>水利</td> <td style="text-align: right;">一四〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">二一</td> <td>鐵道</td> <td style="text-align: right;">一五一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">二二</td> <td>郵便、電信及電話</td> <td style="text-align: right;">一五七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">二三</td> <td>職員及俸給</td> <td style="text-align: right;">一六一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">二四</td> <td>最近十箇年間の趨勢概覽</td> <td style="text-align: right;">一六五</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">附</td> <td>錄</td> <td></td> </tr> </table>	一四	貿易	八一	一五	財政	九〇	一六	專賣	一〇九	一七	金融及商業	一二三	一八	學事	一三五	一九	衛生	一三七	二〇	水利	一四〇	二一	鐵道	一五一	二二	郵便、電信及電話	一五七	二三	職員及俸給	一六一	二四	最近十箇年間の趨勢概覽	一六五	附	錄	
一	臺灣の沿革	一																																																																										
二	土地	五																																																																										
三	氣象	一七																																																																										
四	人口	二五																																																																										
五	行政	五一																																																																										
六	警察官署及職員	五五																																																																										
七	農業	五七																																																																										
八	畜産	六三																																																																										
九	林業	六五																																																																										
一〇	鑛産	六九																																																																										
一一	水産	七一																																																																										
一二	工業	七五																																																																										
一三	糖業	七九																																																																										
一四	貿易	八一																																																																										
一五	財政	九〇																																																																										
一六	專賣	一〇九																																																																										
一七	金融及商業	一二三																																																																										
一八	學事	一三五																																																																										
一九	衛生	一三七																																																																										
二〇	水利	一四〇																																																																										
二一	鐵道	一五一																																																																										
二二	郵便、電信及電話	一五七																																																																										
二三	職員及俸給	一六一																																																																										
二四	最近十箇年間の趨勢概覽	一六五																																																																										
附	錄																																																																											

目次

統計圖	一
I 產業生產額一覽	一
II 貿易一覽	五
III 主要品貿易比較	五
臺灣の沿革	一
土地	五
一 位置	五
二 面積	八
三 州廳別面積	九
四 有租地及無租地	一
五 山嶽	三
六 河川	五
三 氣象	七
一 氣溫	七
二 降水量	九
三 暴風	二
四 人口	三

一	總人口	二五
二	州廳別人口	二四
三	主要都市人口	二七
四	蕃社戶口	三一
五	在留外國人	三三
六	國勢調査	三五
七	本籍別内地人	三六
八	人口の増加	三九
九	婚姻及離婚	四一
一〇	出生、死亡及出生死亡の差増	四三
一一	出生率	四五
一二	死亡率	四七
五	行政	五一
一	行政區劃	五一
二	行政區劃の沿革	五二
七六	警察官署及職員	五五
一	農業	五七
二	農業戶口	五七
二	耕地面積	五八

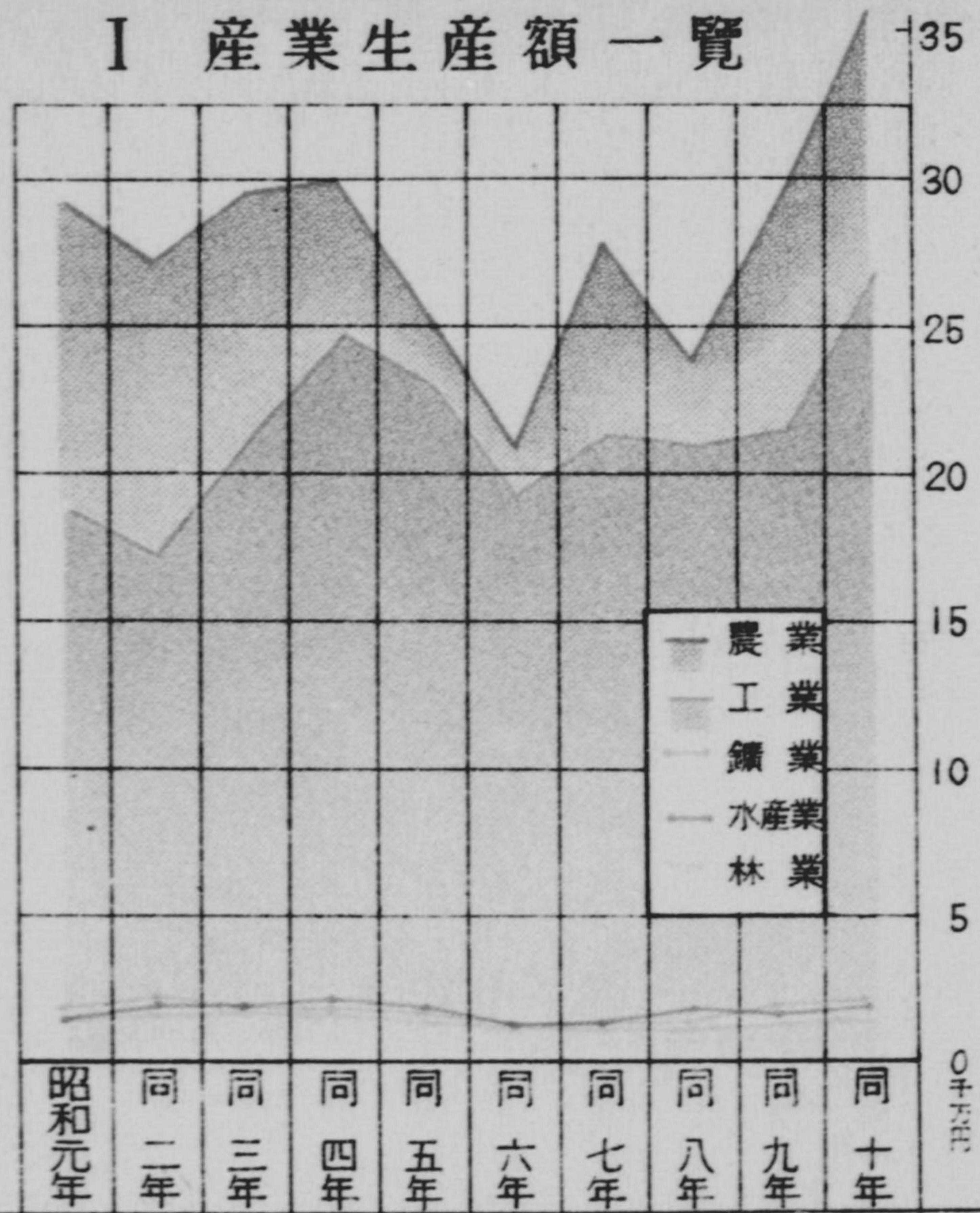
三	農產	五八
九八	畜產	六三
一	林業	六五
二	林野面積	六五
二	林產	六六
一〇	鑛產	六九
一一	水產	七一
一二	工業	七五
一三	糖業	七九
一四	貿易	八一
一	貿易總覽	八一
二	各國別貿易	八四
三	中華民國、香港、英領印度及南洋貿易	八七
四	重要品別外國貿易	九〇
五	重要品別内地貿易	九二
六	港別貿易	九六
一五	財政	九九
一	總督府財政	九九
二	地方財政	一〇一

三	國稅收入	一〇五
專	賣	一〇九
一七	金融及商業	一一三
一	幣制	一一三
二	銀行	一一四
三	其の他の金融機關	一一五
四	物價	一一六
五	會社	一一八
一八	學事	一二五
一	教育概覽	一二五
二	社會教育	一二三
三	國語を解する本島人	一二四
一九	衛生	一三七
一	醫療機關	一三七
二	水道	一三九
三	地方病及傳染病	一四〇
四	阿片	一四四
二〇	水利	一四九
鐵道		一五一

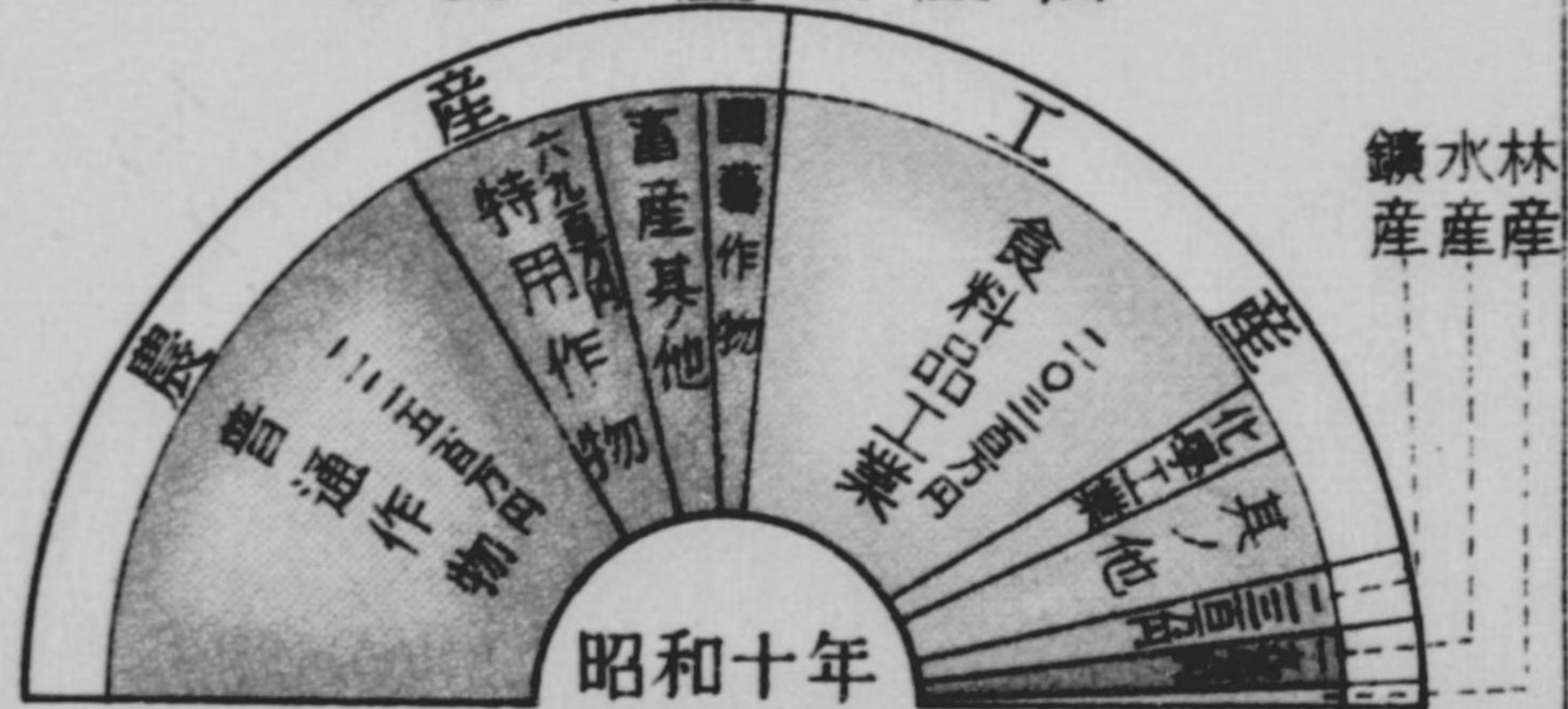
一	官設鐵道	一五一
二	私設鐵道	一五三
二三	郵便、電信及電話	一五七
二三	職員及俸給	一六一
二四	最近十箇年間の趨勢概覽	一六五
附	錄	
一	帝國國富總額	一六九
二	國債及借入金	一七五
三	海外在留本邦人	一七七
四	内地、外地主要都市人口	一八一



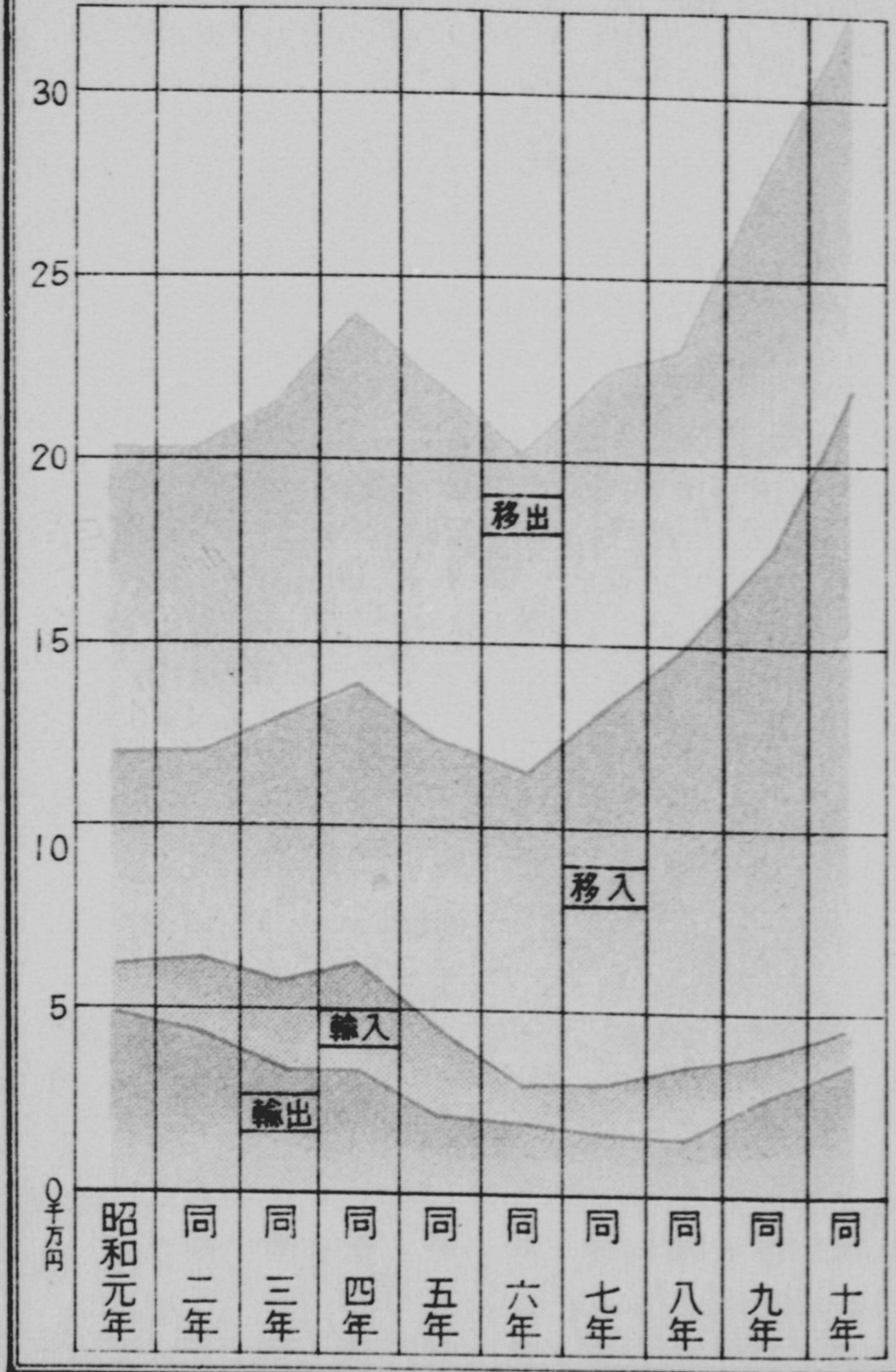
# I 産業生産額一覽



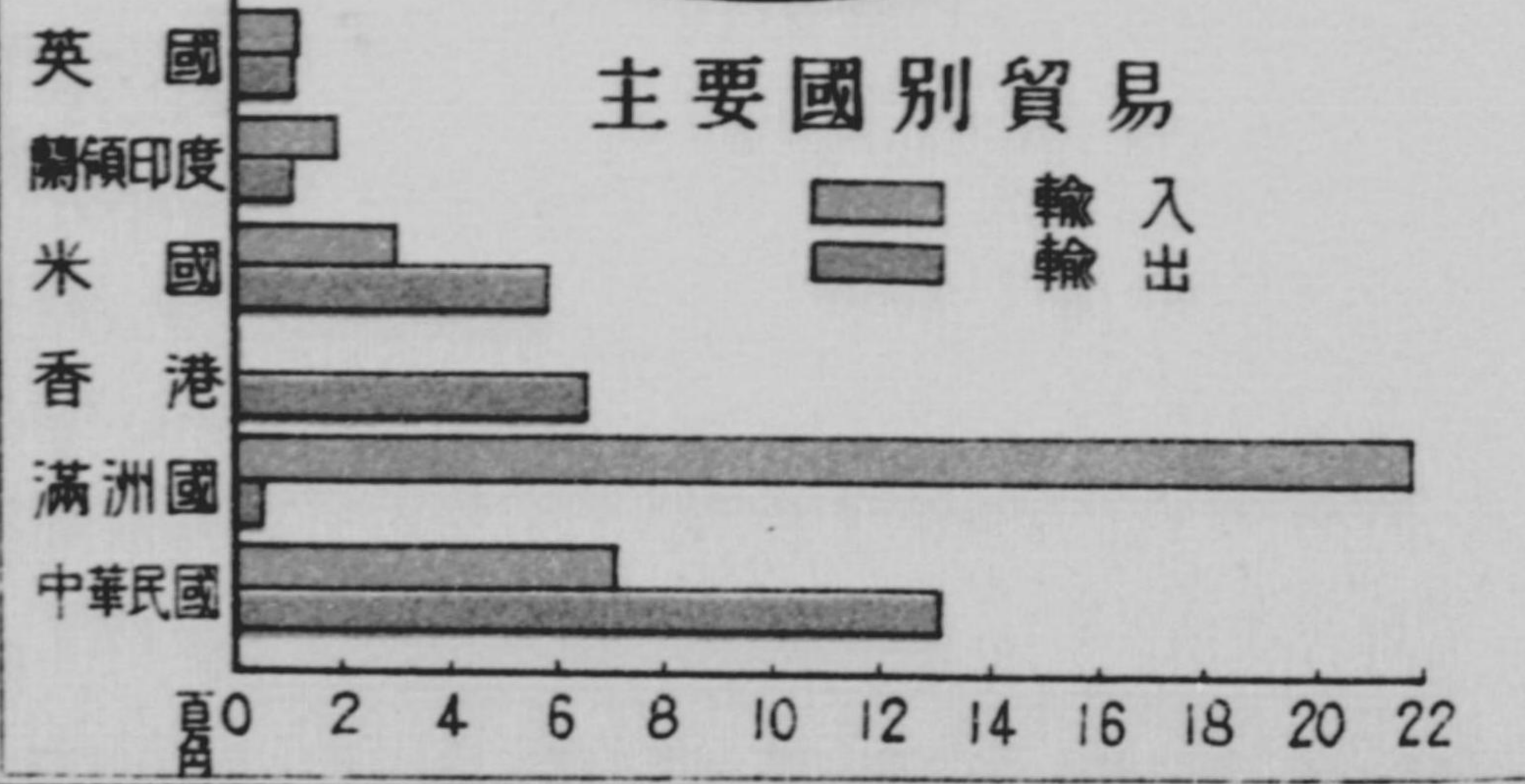
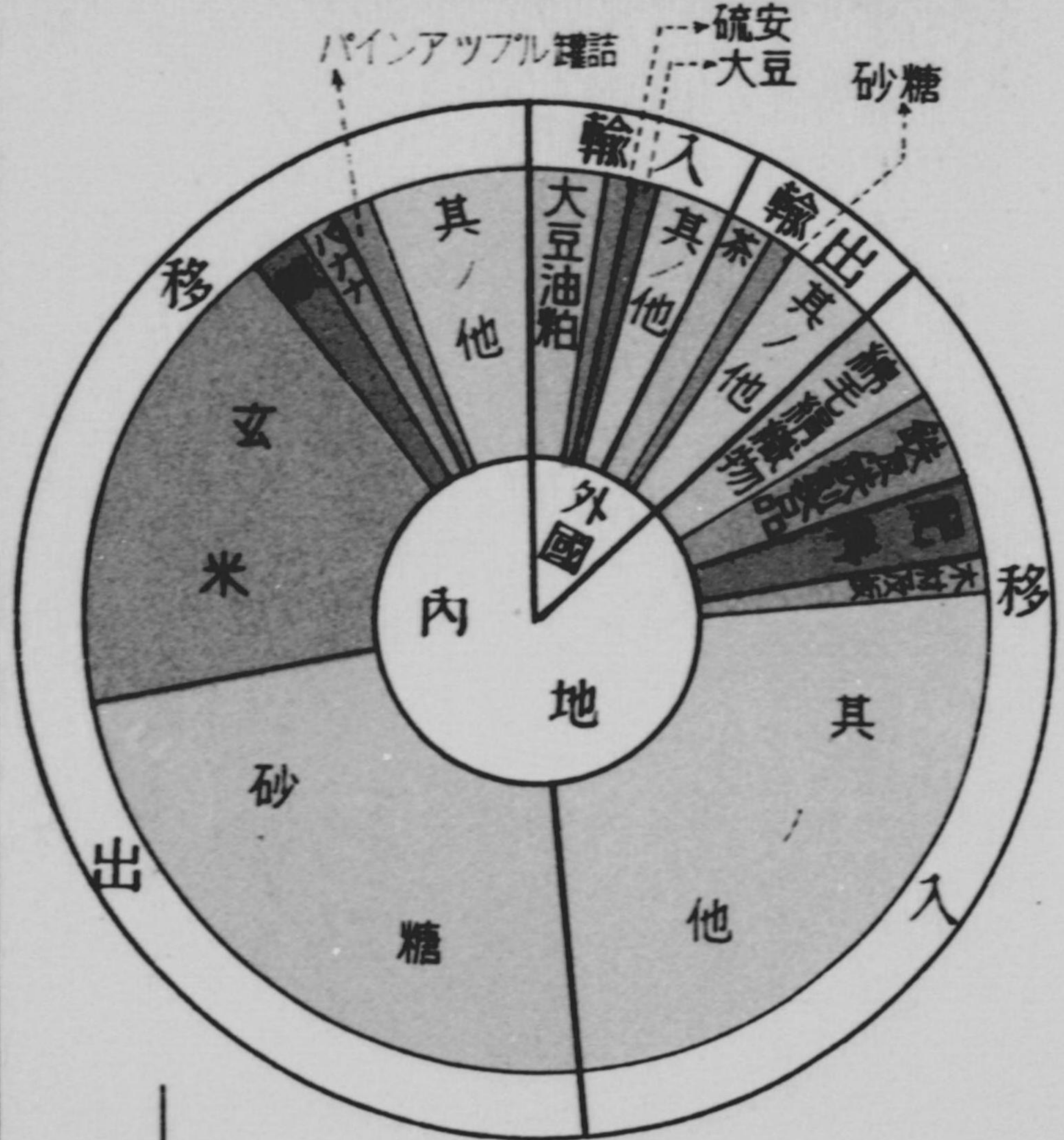
## 主要物産生産高



## Ⅱ 貿易一覽



Ⅲ 主要品貿易比較 (昭和十年)



一 臺灣の沿革

臺灣及澎湖島は地理的關係より往古支那人の發見に係り中古隋、唐の時代には既に支那大の澎湖島に移住する者も相當にあつた様であるが臺灣本島との關係は全く不明である。其の發元の末葉に至り巡檢司を澎湖島に置いて、是を福建省同安縣に隸屬せしめた事がある。西紀一、六〇二年蘭人、爪哇のバタビヤに東印度會社を創立し東洋貿易に従事したが、同一、六二二年東進して澎湖島を占領した。澎湖島は支那安危の要害なれば明政府は是が恢復を企圖したけれども、當時世界の海上權を掌握せる蘭人の勢に抗すべからざるを知り西紀一、六二四年遂に臺灣の占領を認め、其の代償として澎湖島を放棄すべき事を約するに至つた。同年八月蘭人は南部臺灣に航し臺南に上陸、同一、六五〇年にプロビンシヤ城を臺南に築き以て政廳となした。斯くして臺灣は和蘭東印度會社の管轄の下に置かるゝに至つたが、蘭人の占領せるは僅かに臺灣南部のみであつた。當時和蘭と共に海外發展を競ふ西班牙は西紀一、六二六年臺灣を領せんと欲し、艦隊を派遣せるに南部臺灣は既に蘭人の占むる所なる故北部臺灣即ち基隆地方を發見して此處に上陸し四圍を撫化して其の勢北部臺灣を風靡した。斯かる状態の趨く所遂に兩國人の大争闘となり其の結果西班牙敗北して臺灣より放逐せらるゝに至つた。

1  
降つて明朝滅亡の際明の遺臣鄭成功は臺灣に據りて明朝を恢復せんとし西紀一、六六一  
年先づ澎湖島を略し更に臺灣本島に攻め渡つたが、蘭人衆寡敵せず、遂に臺灣を棄て、爪  
哇に去つた。鄭氏臺灣に據るや自ら王として恩威並び行はれたが、其の孫克塽に至つて父

祖の大業を繼ぐに耐へず、清國の大軍の來攻するに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時は康熙二十二年、西紀一、六八三年七月である。清朝は此處に於て臺灣府を設け府の下に臺灣、諸羅、鳳山の三縣を置き、臺灣府を以て福建省に隸屬せしめ福建巡撫をして是を統轄せしめた。然し乍ら清朝の統治たるや臺灣の開発よりは寧ろ單に荒廢孤島領有の維持に過ぎざるが如く、政府は本島を輕視し、官吏は上下共に苟安を事としたので政治紊れ土匪の内亂相次いで起り所謂「五年大反三年小反」、光緒十四年に至る迄の内亂は實に二十二回の多きに達し政府の最も苦しめられた所である。

歐洲諸國東漸の勢を示し臺灣も亦漸く列國の注目する所となり清國は臺灣に於ても咸豐九年安平、淡水、同治初年更に基隆、打狗の各港を開き英佛諸國と通商するに至つた。

明治四年琉球藩民五十餘名臺灣に漂著し南部牡丹社蕃人に殺害せられたが清國政府は蕃は化外の民なり固より政治の及ぶ所に非ずとして責任を回避したので、我が國は清國の主權臺灣に及ばざるものと認め、同七年四月海軍中將西郷從道を遣はして是を討伐せしめた。然るに其の後清國は説を變じて臺灣は福建省に屬する事を主張し、其の責を負ふて五十萬圓を賠償するに至つた。

爾來清國は時勢に鑑み臺灣統治に意を注ぐに至り、光緒十一年(明治十八年)臺灣を福建省の管轄より分離して新一省と爲し、省下に臺南、臺灣、臺北の三府を設け臺東を直隸州として府の下に十縣四廳を置き臺灣巡撫を任命し統治の刷新を圖る事となつた。

明治二十七年日清の修交破れ、同二十八年四月十七日馬關條約に依り、臺灣及澎湖島は共に我が領有に歸した。同年五月臺灣總督府假條例發布せられ第一代總督として海軍大將

樺山資紀が任命せられたが當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、我が國に對し抵抗せんとしたので帝國は茲に征討の命を發するに至つた。近衛師團長北白川宮能久親王殿下は大命を拜して征途に就き給ひ、躬ら軍に將とし三貂角に御上陸になり、六月三日基隆を陥れ翌日臺北に入り北部の鎮定を完了せられた。他方南部に於ける劉永福の徒も陸軍中將高島鞞之助の討つ所となり六箇月にして全島全く鎮定したのである。

其の後土匪の變亂相次いで起つたが、乃木、桂兩總督に亞いで兒玉總督代るに及び銳意之が討伐に従事したため、明治三十五年五月迄には全く我が皇威に服し平定するに至つた。

二 土 地

一 位 置

本島は帝國の最南端に位し、臺灣本島、澎湖列島及其の他の附屬島嶼より成る。今之を經緯度に付て觀るに、東經百十九度十八分より百二十二度六分、北緯二十一度四十五分より二十五度三十八分に至る。北は海上六百四十一哩で九州の南端鹿兒島に達し、西は臺灣海峡を隔て、近く支那大陸に相接し、東は太平洋を隔て、遠く米大陸に相對し、南はバツシー海峡を隔て、比律賓群島に接してゐる。

(イ) 經度及緯度

臺灣本島		澎湖列島	
經度(東經)	緯度(北緯)	經度(東經)	緯度(北緯)
極東 臺北州基隆市棉花嶼東端	極東 臺北州基隆市彭佳嶼北端	極東 澎湖廳湖西庄查母嶼東端	極東 望安庄大嶼南端
極西 臺南州北港郡口湖庄新港西端	極西 高雄州恒春郡七星岩南端	極西 澎湖廳湖西庄查母嶼西端	極西 望安庄大嶼西端
極南 臺南州北港郡七星岩南端	極南 臺北州基隆市彭佳嶼北端	極南 澎湖廳湖西庄查母嶼南端	極南 望安庄大嶼南端
極北 臺北州基隆市彭佳嶼北端	極北 澎湖廳湖西庄查母嶼北端	極北 望安庄大嶼北端	極北 白沙庄目斗嶼北端
123.06°	25.38°	121.43°	23.80°

(ロ)

内地其の他の經度及緯度

内地	朝鮮	樺太	關東州
極東 根室支廳占守郡占守島東崎	極東 平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極東 海馬島釣鐘鼻	極東 ヤルト支廳ミレー島ナリーキリツク島
極西 沖繩縣八重山郡與那國島西崎	極西 全羅南道濟州島大靜面馬羅島	極西 西能登呂岬	極西 パラオ支廳トコベ島
極南 同 波照間島南端	極南 咸鏡北道穩城郡柔浦面	極南 國境	極南 ポナベ支廳グリーニツチ島
極北 根室支廳占守郡阿頼度島最北崎	極北 東海岸北知床岬	極北 獺子窩海洋島會灣西屯南陀子東端	極北 サイパン支廳ウラカス島
緯度(北緯)	緯度(北緯)	緯度(北緯)	緯度(北緯)
經度(東經)	經度(東經)	經度(東經)	經度(東經)
156.31	130.7	144.5	170.7
133.6	130.7	141.3	131.1
24.03	130.7	145.3	104
50.55	143.01	150.0	103.3
130.57	144.5	133.3	
134.1	141.3	130.58	
130.7	145.3	138.41	
139.34	150.0	139.34	

南洋群島

(ハ)

距離

離

(基隆基點の直航距離)

那 鹿 長 門 神 横 釜 大 福 厦 汕 上

兒

那 島 崎 司 戶 濱 山 連 州 門 頭 海

(門司經由)  
(鹿兒島沖通過)

334  
641  
633  
739  
982  
1137  
725  
850  
1151  
1136  
318  
418

香港 刺港  
 麻尼 防  
 海西 貢  
 盤西 谷  
 新嘉 坡  
 巴達 維  
 亞

(香港經由)

四九  
 七四  
 九六  
 一三〇〇  
 一九〇〇  
 一八三四  
 二一三〇

二 面積

本島の面積は三萬五千九百六十一方呎にして、帝國の總面積の五分三厘を占め、九州よりは稍々小さく、樺太と伯仲し、朝鮮に比すれば、約その六分の一に當る。尙之を列國の面積に比較すれば、瑞西(四萬一千二百九十五方呎)とサルヴァドル(三萬四千二百二十六方呎)との中間に位してゐる。

總數	六八、二七五	100%
臺	三三、九二二	五三
朝	二〇、七六八	三〇
樺	三六、〇九〇	五三
關東州及鐵道附屬地	三、七六〇	五

南洋群島  
 內地

二、四八〇  
 三、八二五

〇三  
 五六

本表は拓務統計に依る。

三 州廳別面積

五州三廳中、面積の最大なるは臺中州の七千三百八十三方呎にして、高雄、臺南、花蓮港、臺北、新竹、臺東の順位を以て之に次ぎ、最小なるは澎湖廳にして僅かに百二十七方呎に過ぎない。

今之を内地府縣と比較するに臺中州は熊本・宮城、高雄州は三重・愛媛、臺南州は愛媛・愛知、花蓮港廳は和歌山・京都、臺北州及新竹州は京都・山梨、臺東廳は奈良・鳥取の各中間に位し、澎湖廳は面積狭小にして之と比較すべき府縣がない。

(イ) 州及廳の面積

總數	三三、九二二	100%
臺	四、五九四	一三
新	四、五七〇	一三
臺	七、三二九	二一



熊本	宮城	高城	愛媛	愛媛	和歌山	花守	京都
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府
(口)							
州	州	州	縣	縣	縣	縣	府
州	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府
州	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府

内地府縣との比較

五、四二、四六	五、七二、八七	三、五二、五五	四、六八、七五	二、六八、八六	七、四三、七五	七、三二、九四	七、二七、七五	五、七五、二八	五、七二、八七	五、六六、七六	五、四二、四六	五、〇八、二四	四、七三、四八	四、六八、七五	四、六二、二〇
一五二	二五九	九八	二二九	〇三	方軒										

北竹	山梨	奈良	臺南	鳥取
州	縣	縣	縣	縣

四 有租地及無租地

四、九四、二四	四、七〇、〇一	四、四六、八七	三、六八、六〇	三、五二、三五	三、四九、四八
---------	---------	---------	---------	---------	---------

本島に於ける土地制度の完成は明治三十六年にして以來諸種の産業的施設及經營の刷新に伴ひ逐年土地臺帳登録地を増加し現在に至つた。昭和十一年一月一日現在に於ける有租地は百十萬甲、無租地は十九萬七千甲にして、前者の内譯は田四十八萬九千甲(四割四分)、畑三十二萬九千甲(三割)、養魚池及建物敷地五萬四千甲(五分)、山林及雜種地二十二萬九千甲(二割一分)、後者の内譯は國有十萬九千甲(五割五分)、民有八萬八千甲(四割五分)である。今昭和十一年一月一日現在を大正十五年一月一日現在に比較すれば有租地は三割五分の増加、無租地は五割三分の減少である。而して有租地、無租地の斯くの如き著しき増減は昭和十年律令第五號の地租規則改正に依る整理の結果である。

(イ) 有租地及無租地 (昭和十一年一月一日現在)

有租地	面積(甲)				%
	田	畑	養魚池	建物敷地	
總數	1,107,298	488,790	39,271	16,991	100.0
總種	488,790	39,271	16,991	16,991	44.4
山	39,271	16,991	16,991	16,991	11.6
雜地	39,271	16,991	16,991	16,991	3.3
無租地	2,348	196,696	108,888	87,808	20.6
民國	196,696	108,888	87,808	87,808	100.0
總數	196,696	108,888	87,808	87,808	55.4
有	108,888	87,808	87,808	87,808	44.6

累年比較 (各年一月一日現在)

年	有租地(甲)	指數	無租地(甲)	指數
大正十五年	822,555	100	499,999	100
昭和五年	837,487	102	487,487	103
同	838,979	103	471,767	103
同	838,404	103	435,836	104

同	同	同	同
八四二,五三九	八五三,四四一	八六一,五八二	1,100,298
104	105	106	135
四九三,三六一	四八三,三四	四三二,一八五	一九六,六九六
103	103	101	四七

五山嶽

本島は帝國第一の高山である新高山を始め、海拔一萬尺以上四十八座、九千尺級十七座、八千尺級二十四座、七千尺級二十六座を有してゐる。即ち七千尺以上の高山の總數は百十五座の多きに達し、所謂「高山國」の名に背かずして熱帯、暖帯、溫帯、寒帯等垂直的分布の林相を有してゐる。

帝國の全領土を通じて一萬尺以上の高山は總數六十一座を算し、就中本島は四十八座を占め、内地は僅かに十三座を有し、朝鮮、樺太は共に之を缺く。即ち新高山は一萬三千三十五尺を以て第一位を占め、富士山は漸く第六位に在り、内地第二の高山北岳は實に四十一位の下位を占むるに過ぎない。

新	次	秀	マ
新高山	次高山	秀姑巒山	マボラス山
三九五〇	三九三二	三八三三	三八〇六
一位	二位	三位	四位
南湖大山	富士山(内地)	中央尖山	關山
三七九七	三七七六	三七一五	三六六七
五位	六位	七位	八位

大水窟山	三六四五	九	能高山南峰	三三三三	元
寄萊主山北峰	三六〇五	〇	卑南主山	三三〇五	元
東郡大山	三六〇〇	一	千卓萬山	三三〇四	〇
大翻尖山	三五六三	二	カシバナ山	三二九四	〇
雲峰	三五六九	三	郡大	三二九二	〇
寄萊主山	三五四四	四	タロコ大	三二九二	〇
東嶺大	三四六五	五	卓社大	三二七八	〇
合歡山	三三九四	六	小關	三二五五	〇
北合歡山	三三九四	七	能高	三二五三	〇
東合歡山	三三九四	八	屏風	三二三四	〇
南玉	三三九一	九	大武	三二三三	〇
桃山	三三九〇	〇	尖	三二三三	〇
シノカン山	三三八一	一	バトツノ山	三二二二	〇
畢祿山	三三七九	二	北岳(内地)	三一九二	〇
丹大	三三七二	三	間ノ岳(同)	三一九〇	〇
白姑大山	三三六九	四	鎗ヶ岳(同)	三一八〇	〇
寄萊主山南峰	三三三五	五	ハイノトナ山	三一七五	〇
南雙頭山	三三三三	六	マビイサン山	三一七〇	〇
			白石山	三一三八	〇

ウワノシン山	三三三三	〇	御嶽山(内地)	三〇六三	五
赤石山(内地)	三三二〇	一	關門山	三〇五二	五
穂高岳(同)	三三〇三	二	大石公山	三〇四八	五
東俣山(同)	三〇九五	三	鹽見嶽(内地)	三〇四七	五
白根山(同)	三〇九三	四	小雪山	三〇四三	五
安東軍山	三〇八九	五	仙丈岳(内地)	三〇三三	五
荒川嶽(内地)	三〇八三	六	北穂高岳(同)	三〇三二	五
寄大	三〇七六	七			六

内地の分は第五十三回國勢一斑に依る。

六 河 川

本島の地勢は南北に長き關係上幅員狭く其の最も廣き部分と雖も僅かに百六十軒内外に過ぎない。且つ稍々東寄りに本島の脊梁を爲す中央山脈の高峰が南北に縦走するを以て、河川の發源は何れも近く、上流は勿論、往々中流と雖も兩岸懸崖絶壁にして屈曲甚しく水流急激なるを以て舟楫の便は少いのである。而も下流に至るや河幅徒らに大で、支流多く灌溉の便多きも一度豪雨に遭はんか、忽ちにして洪水氾濫の禍を被ることが尠くない。次に本島に於ける河川の主なるものは濁水溪の百七十軒が最長、下淡水溪の百五十九軒之に亞ぎ、以下六十軒以上のもの僅かに十六に過ぎない。

濁水溪	(臺中州、臺南州)	一七〇	一
下淡水	(高雄州)	一五六	二
淡水河	(臺北州、新竹州)	一四一	三
曾文溪	(臺南州)	一三九	四
大甲溪	(臺中州)	一四〇	五
烏溪	(同)	一二六	六
大安溪	(新竹州、臺中州)	八七三	七
北港溪	(臺南州)	八三五	八
卑南大溪	(臺東廳)	八一七	九
秀姑巒溪	(花蓮港廳)	七六七	一〇
八掌溪	(臺南州)	七四三	一一
朴子溪	(同)	七〇〇	一二
宜蘭濁水溪	(臺北州)	六八二	一三
急水溪	(臺南州)	六四二	一四
二層行溪	(臺南州、高雄州)	六三三	一五
頭前溪	(新竹州)	六〇九	一六

本表は内務局土木課の調査に係る臺灣主要河川概要一覽表に依り六十軒以下は之を省略した。

### 三 氣 象

#### 一 氣 溫

北回歸線は本島南部嘉義市の郊外を通過し、以南は熱帯圏に屬するが故に、内地に比すれば夏季長く、冬季短きも、その最高氣温は敢て内地より高度ではない。而も冬季は頗る温暖にして、高山を除き平地にては領臺以來未だ曾て降雪を見たことはない。北部の平地に於ては偶々霜を見る事もあるも極めて稀にして、結氷は改隸後僅かに二回に過ぎない。南下するに隨ひ氣温は益々高く極南の恒春地方は冬季と雖も温暖なる好氣候にして恒春の稱ある所以である。

今昭和十年に於ける平均氣温を内地（那覇を除く）其の他と比較するに臺灣（阿里山を除く）が最も高きも、最高氣温に至りては内地其の他の地方に却つて高い處がある。

昭和十年（攝氏）

累年平均  
（攝氏）

臺 灣  
恒 春  
東 東

平均	最高	最低	累年平均
二四六度	三三二度	一二五度	二四四度
三三六	三三三	一〇七	二三四

臺南	臺里	澎湖	臺中	臺北	基隆	朝鮮	釜山	京城	平壤	新城	大津	大泊	關東	大連	旅順
三三六	二〇七	三三一	三三八	三三二	二二八	三三〇	三三〇	三三〇	二〇三	九二	八六	三〇	〇三	二一〇	二二〇
三三六	二〇四	三三〇	三四九	三五五	三五二	三四〇	三四〇	三三五	三四六	三〇七	三〇七	二八〇	二八〇	三三四	三五九
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
五五	七六	九八	四〇	二四	五〇	七九	七九	六九	一九九	一六四	三三	三三	三三	一五九	一五八
三三一	二〇三	三三六	三三一	二二七	二二六	一三六	一三六	一〇九	九二	七六	?	二九	〇三	二〇三	一〇三

札幌	那覇	長崎	大坂	東京	新潟	青森	内地
七四	三三〇	一五八	一五三	一四二	一三〇	九二	三〇二
三〇二	三二五	三四二	三三七	三三八	三三〇	三〇四	一八五
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	一〇〇
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
七〇	三三〇	一五六	一五一	二二九	二二六	九二	七〇

本表は帝國統計年鑑に依る。(一)は零下である。

二 降水量

本島は南北に依り其の降雨期が異なる。即ち北部は十月より翌年三月迄の冬季六箇月間、南部は五月より九月に至る夏季五箇月間が雨期である。北部は基隆市附近が最も降水量多く、基隆市に近き暖地は一年四千八百耗を算し、且つ世界有数の降雨地として知られてゐる。南部に於ては潮州郡蕃地クルスの七千六百耗が最多を示し、最も少きは澎湖島にして一年の總量は僅かに一千耗である。之を内地其他と比較するに、本島は一般に他の地方よりも降水量が多い。

關東	樺太	京釜	朝鮮	暖	基	臺	臺	阿	澎	臺	臺	蕃地	恒	臺灣	總昭和十年量	同最多日量	累年平均
州	泊	太	城	山	鮮	暖	隆	北	中	山	湖	南	東	斯	春	灣	
八三七	六三五	一七九三	一五七〇	一七五八	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七	二二一七

青	新	東	大	長	那	札	內	大
森	鴻	京	阪	崎	霸	幌	地	連
一六五五	一七〇一	一六五七	一六五三	二二二二	二二二二	二二二二	二二二二	六四一
一八七九	五五三	一六三六	一八三二	一六九〇	二〇〇八	六六八	七〇三	六四一
一三六五	一七八三	一五五六	一三四七	一九四九	二二一六	一〇四二	六四一	六四一

三 暴 風

本表は帝國統計年鑑に依る。

本島と内地に襲來する暴風は概ね沖繩縣の石垣島及比律賓群島の呂宋を其の發生地とし、毎年多少とも其の被害を受け特に本島に於ては時として颱風と稱する熱帶暴風に因つて往々甚大なる災害を蒙ることがある。

今本島に於ける暴風日數を示せば累年平均及昭和十年全年に於て最多は澎湖にして恒春は之に亞ぎ最少は臺中である。又昭和十年の地方別、月別を觀れば略一年を通じて來るのは澎湖、恒春、高雄、基隆にして七、八月は全島を通じて襲來する。

地方 恒春 高雄 臺東 臺南 阿山 澎湖 花蓮 臺中 基隆

地 方	全年		月 別											
	全年	平均	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
基隆	七	三	二	二	二	一	一	四	四	二	二	一	一	一
臺中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
澎湖	四	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
花蓮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺南	六	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
阿山	八	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
高雄	七	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
恒春	六	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

四 人 口

一 總 人 口

本島の總人口は明治三十八年末に於て、三百十二萬人であつたものが、大正元年末には三百四十三萬人に、同十年末には三百八十三萬人に、昭和元年末には四百二十四萬人に何れも増加してゐる。

今昭和十年末現在に就きて觀るに總人口五百三十一萬六千人にして内、内地人二十七萬人、本島人四百九十九萬人(平埔族五八、五一三人、高砂族一五〇、四八九人を含む)、外國人五萬四千人である。

昭和十年末現在帝國の總人口は九千八百五十一萬人を算し、本島は五百三十二萬人にして實に其の五分強を占めてゐる。

(イ) 種 族 別 人 口 (昭和十年末現在)

種 族	總 數	男	女	%
總 數	五三三、五五三	二七四、八六六	二五八、六八六	100.0
内地人	二六九、七九八	一四一、七六五	一二八、〇三三	五〇.一
本島人	四九〇、二三二	二五三、一〇一	二三七、一三三	九三.九

朝鮮人  
外國人

1,604  
5,109

583  
35,850

1,011  
18,259

0.0  
1.0

(ロ) 内地其の他との比較 (昭和十年末現在)

總數	實數	%	密度(一方料三付)
臺灣	98,074	100.0	144.6
朝鮮	53,563	54.4	147.8
樺太	22,891	23.3	99.2
關東州及鐵道附屬地	33,475	34.0	8.9
關東州	16,226	17.7	43.5
南洋群島	101,537	103.5	47.7
内地	69,242	70.5	18.0

内地は昭和十年十月一日現在にして帝國統計年鑑、其の他は拓務統計に依る。

二 州廳別人口

五州三廳中人口の最も多きは臺南州の百三十五萬人にして、臺中州は百十九萬人を以て之に亞ぎ、以下臺北、高雄、新竹、花蓮港、臺東、澎湖の順位である。人口密度を觀るに

一方料に付澎湖廳の五百三十三人は最高であり臺東廳の二十人は最低である。次に本島常住人口を内地(昭和十年十月一日現在)に比較すれば、臺南州は熊本・岡山、臺中州は山口・三重、臺北州は山形・岩手、高雄州及新竹州は島根・徳島の各中間に位し、花蓮港、臺東及澎湖の三廳は人口寡少にして比較すべき府縣がない。

(イ) 州廳別人口 (昭和十年末現在)

總數	實數	%	密度(一方料三付)
臺北州	533,643	100.0	147.8
新竹州	1,052,527	198.8	330.0
臺南州	734,171	138.8	160.6
臺東州	118,533	22.3	160.5
高雄州	1,351,140	254.4	249.2
臺東廳	74,262	14.0	29.7
花蓮港廳	70,131	13.3	20.0
澎湖廳	117,455	22.1	24.1
澎湖廳	67,401	12.6	53.8



(ロ)

内地府縣との比較 (昭和十年)

府縣	人口	密度(一平方町三付)
熊本市	1,387,054	186.4
岡山縣	1,331,140	249.2
山口縣	1,271,647	189.1
山口縣	1,190,542	195.7
三重縣	1,185,333	160.5
三形縣	1,174,595	203.7
北形縣	1,168,833	297.7
岩手縣	1,051,357	390
島根縣	1,047,211	67.7
高松縣	747,129	123.7
新竹縣	732,622	397.7
新竹縣	730,733	160.6
德島縣	728,788	157.8
花港縣	717,755	241
臺東縣	701,211	200

澎湖廳

内地は帝國統計年鑑に依る。

六七六一

五三八

三 主要都市人口

本島には昭和十年末に於て九市、三十八街がある。内、人口二萬以上の市及街は三十五にして、その第一位を占むるは臺北市の二十八萬八千、之に亞ぐは臺南市の十一萬二千、基隆市及高雄市の各八萬七千、嘉義市の七萬三千、臺中市の七萬二千、新竹市の五萬三千等である。而して東部に於ける臺東、花蓮港の兩街は僅かに一萬餘を有するに過ぎない。

次に昭和十年十月一日現在の國勢調査に依り島内主要都市及廳所在地の三街を内地都市と比較するに、臺北市は、大阪、東京、名古屋、京都、神戸、横濱、廣島、福岡の八市に亞ぎ實に第九位を占め、吳市の上に位し、臺南市は門司・小倉、基隆市は宇都宮・高松、高雄市は高松・富山、嘉義市は松本・尼崎、臺中市は天津・山形、新竹市及彰化市は宇和島・米澤各市の各々中間に位し、而して臺東、花蓮港の二街は共にその人口沖繩縣の首里市よりも少い。

(イ)

主要都市の人口 (昭和十年末現在)

總數	内地人	本島人	外國人	順位
臺北市(臺北州)	278,886	82,436	27,975	1

臺南市(臺南州)	二二,四四二	一五,八三六	九,五八七	三,七一九
基隆市(臺北州)	八,七四〇	三,二二五	六,〇三三	四,八八二
高雄市(高雄州)	八,六八八	二〇,三三五	六,四〇九	二,四三二
嘉義市(臺南州)	七,一八〇	九,五五一	六,一八四	一,八三五
臺中市(臺中州)	七,一四二	一五,九六二	五,四〇八	一,七五三
新竹市(新竹州)	五,四六九	六,〇〇九	四,六八八	五,七三
彰化市(臺中州)	五,三六三	二,七三九	四,九〇九	七,九六
屏東市(高雄州)	四,九九七	五,五四〇	三,七一六	一,二九〇
鹿港街(臺中州)	四,〇八九	三,七六	四,〇三二	一九一
斗六街(臺南州)	三,六九五	一,七〇七	三,五五〇	二,六八
員林街(臺中州)	三,三〇一	一,〇三七	三,二八四	四,三
清水街(同)	三,一七四	五〇九	三,一九〇	七,五
豐原街(同)	三,〇七八	九一三	三,一六六	二〇九
麻豆街(臺南州)	三,〇七六	八四七	二,九七五	二,四
埔里街(臺中州)	三,〇一七	九四四	二,九〇六	一,八〇
大溪街(新竹州)	二,九六二	四三〇	二,九一五	六,七
南投街(臺中州)	二,八六〇	九八二	二,七五七	一,四一
中壢街(新竹州)	二,七六一	五〇三	二,六九五	二,六
北港街(臺南州)	二,七一六	一,一八四	二,五七〇	二,九

宜蘭街(臺北州)	二七,〇〇三	二四,九二	二四,〇九一	四,一〇
西螺街(臺南州)	二六,八〇五	一〇,三	二六,四五一	一,七一
大甲街(臺中州)	二六,六六一	三二一	二六,一五三	一,七七
桃園街(新竹州)	二六,二九七	七九三	二五,三三〇	一,七四
士林街(臺北州)	二六,一三	三六七	二五,六六九	六,六
淡水街(同)	二五,〇九五	八三三	二四,八八七	三,七
佳里街(臺南州)	二五,九六	六三〇	二五,二七一	五,七
虎尾街(同)	二五,三三〇	二,三三八	二二,七五七	二,五
馬公街(澎湖廳)	二四,九七一	二,四三二	二二,四六一	九
朴子街(臺南州)	二四,一四九	四五一	二二,五八七	二,二
東勢街(臺中州)	二三,五五	四八九	二三,〇〇八	六
鹽水街(臺南州)	二三,二九九	五八〇	二二,六一五	一〇四
旗山街(高雄州)	二三,一四九	一,一三七	二〇,六一七	四〇五
苗栗街(新竹州)	二二,三三七	一,〇九七	一九,九七八	二,五三
板橋街(臺北州)	二〇,五〇七	五五〇	一九,九〇一	五,六
花蓮港街(花蓮港廳)	一六,四八一	六,五六七	九,〇三六	八,八
臺東街(臺東廳)	三,九四八	二,五五二	一〇,七四四	六,五

本表の内地人には朝鮮人を、本島人には平埔族、高砂族を各々含み、市及人口二萬以上の街のみを挙げ、且つ例外として廳所在地たる臺東、花蓮港の兩街を掲げた。

(口) 内地都市との比較 (昭和十年十月一日現在)

福臺吳門小宇基高高富松嘉尼大  
都

北岡司南倉宮隆松雄山本義崎津

世帯	人口
五五、一八四	二九、一五七
五五、五二六	二七、四一七
四六、七〇七	三三、一三四
二六、四一五	一一、六〇九
三三、六六七	一一、八八六
三三、七九八	一一、〇七二
一七、五五五	八、七二七
一八、三〇三	八、六八七
一八、八〇三	八、六八五
二七、六一一	八、四六七
一七、三六二	八、三三五
一四、八五一	七、五三一
一四、八三三	七、〇七三
一四、七八三	七、〇六八
一四、二五五	七、〇六五

四 蕃社戸口

山宇新彰米直屏明丸馬首花臺  
和

形島竹化澤方東石龜公里港東

内地は帝國統計年鑑に依る。

三三八三	七、〇六六
二六三五	六、九三四
一一、二七	五、二八〇
九、七五	五、〇五
九、三四八	五、〇一四
八、八七九	五、〇四七
八、五三八	四、九四八
八、五九六	四、四〇〇
九、四〇六	四、三三七
六、三〇八	二、九六一
三、九三五	二、五〇三
四、五七一	一、九三〇
三、八七	一、七〇五
二、五九八	一、四五四

本島の原住民族たる高砂族は概ね中央山脈の高山地帯に集團部落を成して居住しタイヤ

ル、サイセツト、ブヌン、ツオウ、パイワン、アミ及ヤミの七種族がある。昭和十年末現在番社数は五百六十、戸數二萬四千六百五十一、人口十五萬人である。各種族中人口の最も多きはアミ族にして總人口の三割二分二厘を占め、パイワン族の二割八分九厘、タイヤル族の二割三分七厘、ブヌン族の一割一分八厘等は順次に次いでゐる。尙番社戸口の累年比較を觀るに戸數及人口は漸増し、社數は最近漸減してゐる。

(イ) 種族別人口 (昭和十年末現在)

種族	總數	男	女	%
總數	150,501	75,373	75,128	100.0
タイヤル	35,639	17,633	18,006	23.7
サイセツト	14,821	7,644	7,177	10.0
ブヌン	17,757	9,066	8,691	11.8
パイワン	22,678	11,600	11,078	14.9
アミ	43,460	22,693	20,767	28.9
ヤミ	48,337	24,264	24,073	32.1
その他	16,955	8,855	8,100	11.1
其他	64	28	36	0.0

本島在留外國人の總數は明治三十八年末には八千二百二十三人にして、大正元年末には一萬七千九百二十九人に、大正九年十月一日施行の國勢調査の結果に依れば二萬四千四百

五 在留外國人

年	社數	指數	戶數	指數	人口	指數
大正一年	6,544	100	22,924	100	22,736	100
同二年	6,691	103	23,811	104	23,294	102
同三年	7,055	108	23,530	103	23,609	104
同四年	7,400	113	23,327	102	23,827	105
同五年	7,211	110	23,925	104	24,053	106
同六年	6,891	105	23,954	104	24,133	106
同七年	6,551	100	24,080	105	24,433	108
同八年	5,955	91	24,480	107	24,692	109
同九年	5,923	91	24,496	107	24,872	110
同十年	5,600	86	24,651	108	25,053	110

(ロ) 累年比較 (各年末現在)

六十六人に増加し更に昭和十年末現在に依れば五萬四千百九人である。  
昭和十年末現在に於ける外國人の國籍を觀るに、中華民國人が其の大部分を占め、英人、  
西班牙人等は順次に並いでゐる。

國籍	總數	男	女
中華民國	5,109	3,585	1,524
英吉利	5,900	3,576	1,823
西班牙	1,191	616	77
ソヴェエト聯邦	26	19	7
北米合衆國	20	7	3
波蘭	6	4	2
和蘭	6	4	2
比律賓	4	1	3
伊太利	3	1	2
獨逸	3	1	2
滿洲	1	1	0
葡萄牙	1	1	0
牙國	1	1	0

昭和十年末現在

### 六 國勢調査

我が國に於ける國勢調査は明治三十五年國勢調査法の公布に依り確立され、同三十八年  
を期し第一回調査實施を決定したが、其の後日露戰役の勃發其の他の事由に依り一時同調  
査を延期し、大正九年に至り始めて帝國全版圖に互り國勢調査が實施されたのである。  
然るに本島に於ては既に明治三十八年十月一日臨時戸口調査を行ひ、同調査は純然たる  
國勢調査の性質と内容を具備してゐるものである。尙大正四年第二次戸口調査を全島に施  
行し是又優秀なる成果を收めたのである。  
今本島に於ける國勢調査の結果を内地其の他と比較すれば次の如くである。

#### (イ) 實 數

帝 國	昭 和 十 年	昭 和 五 年	大 正 十 四 年	大 正 九 年
總 數	97,975	90,396	83,456	76,988
內 地	69,254	64,450	59,736	55,963
朝鮮	23,899	21,058	19,523	17,264
臺灣	5,222	4,912	3,997	3,653
樺 太	3,319	2,951	2,054	1,589
關東州及鐵道附屬地	16,676	13,811	10,547	9,395
南洋群島	10,157	6,926	5,629	5,123

大正九年の朝鮮は公簿調査、大正九年及同十四年の臺灣には蕃地の高砂族を調査せず  
但し昭和五年以後には之を含んでゐる。

帝國	(口) 指數			
	昭 和 十 年	昭 和 五 年	大 正 十 四 年	大 正 九 年
總内地	二七〇	二一七	二〇八	二〇〇
朝鮮	二二四	二一五	二〇七	二〇〇
臺灣	一三三	二二	一三	〇〇
南洋群島	一三	二七	一〇	〇〇
關東州及鐵道附屬地	一六	一四	一三	〇〇
南	一六	一四	一三	〇〇

七 本籍別内地人

本島在住内地人の總數は昭和十年十月一日現在國勢調査に於ては二十七萬五千五百五十八人にして内、鹿兒島縣の三萬四千六百八十一人第一位を占め、熊本縣は二萬九千三百三人で之に亞ぎ、福岡縣は遙かに下りて一萬六千四百九十人を以て第三位に在り、廣島、佐賀の二

縣等は順次に亞ぎ、最も少きは青森縣の五百八十二人である

總	人口	%	順位
鹿兒島	三三、四六一	一〇八	一
熊本	二九、三〇三	一〇八	二
福岡	一六、四九〇	六二	三
廣島	一三、〇〇一	四四	四
佐賀	一一、四〇七	四二	五
長崎	一〇、七六一	四〇	六
山形	一〇、六九二	四〇	七
沖大	九、九三二	三七	八
東大	九、一三六	三七	九
宮城	九、〇三六	三七	一〇
新潟	七、六七七	二八	一一
宮城	六、六六四	二五	一二
愛媛	六、六二〇	二四	一三
兵庫	五、九五六	二二	一四
大兵	五、六一八	二二	一五
鹿兒島	五、五六三	二一	一六

岡愛高福静島茨香岐長石和京徳三山福鳥

歌

山知知島岡根城川阜野山川都葉島重形井取

五、二七  
四、四三  
四、四三  
三、七四  
三、六二  
三、四九  
三、三六  
三、〇四  
三、〇四  
三、〇五  
二、九八  
二、八九  
二、六三  
二、五五  
二、五三  
二、三三  
二、二四  
二、二二  
二、二〇

一、九  
一、六  
一、六  
一、四  
一、三  
一、三  
一、三  
一、二  
一、二  
一、一  
一、〇  
〇、九  
〇、九  
〇、八  
〇、八  
〇、八

七、八  
九、〇  
二、〇  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三  
三、三

神滋群富栃山北埼秋岩奈青

奈海

川賀馬山木道梨玉田手良森

二、一〇  
一、九三  
一、八九  
一、八三  
一、七六  
一、六九  
一、六八  
一、四九  
一、三二  
一、二九  
一、二〇  
五、八

〇、八  
〇、七  
〇、七  
〇、七  
〇、七  
〇、六  
〇、六  
〇、六  
〇、五  
〇、五  
〇、四  
〇、三

三、六  
三、七  
三、八  
三、九  
四、〇  
四、一  
四、二  
四、三  
四、四  
四、五  
四、六  
四、七  
四、八  
四、九  
五、〇  
五、一

八 人口の増加

本島の人口は、明治三十八年十月一日施行の第一回戸口調査の結果に依れば、三百三萬であつたものが、大正元年末には三百三十五萬に、更に昭和元年末には四百十五萬に増加し、昭和十年末には五百三十二萬に達し、大正元年末に比すれば實に五割八分の増加である。

更に人口増加の趨勢を内地其他と比較するに、増加率の最も高きは樺太にして、關東州及鐵道附屬地、臺灣、朝鮮の順位を以て之に次ぎ内地は最も低率である。

男女別人口累年比較 (各年末現在)

年	總數	男	女	指數
大正	三,三三三,九四三	一,七六三,四八四	一,五九〇,四五九	一〇〇
昭和	三,五〇一,一〇〇	一,八二四,一五〇	一,六八五,九六〇	一〇五
同	三,七五一,二二七	一,九四一,五八二	一,八〇九,六三五	一一〇
同	四,一五五,〇六六	二,一三二,九九八	二,〇二一,〇二八	一二三
同	四,五九二,九二二	二,三三三,一〇五	二,二三九,七〇七	一三七
同	四,七二五,二七八	二,四三三,二四四	二,三〇一,六五四	一四一
同	四,九二九,九六三	二,五二一,三五九	二,四〇八,六〇三	一四七
同	五,〇〇〇,五〇七	二,五八七,一〇〇	二,四七三,四〇七	一五二
同	五,一九四,九八〇	二,六五六,〇九八	二,五三八,八八二	一五九
同	五,三三三,六四三	二,七二四,八九六	二,六〇〇,七四六	一六五

(イ) 内地其他の指數比較 (各年末現在)

本表昭和六年迄は蕃地に居住する高砂族を除きたるも、同七年以後は之を含む。

本島に於ける婚姻及離婚を觀るに、婚姻件數は概して増加し、之に反して離婚件數は遞減してゐる。而して人口千に付ての婚姻率並に離婚率は兩者共に逐年減少の傾向を示し、殊に離婚率の減退度は前者に比し甚しきものである。之を婚姻件數百に付ての離婚件數か

九 婚姻及離婚

年	臺灣	朝鮮	樺太	關東州及鐵道附屬地	内地
大正	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和	二〇五	二二三	一七〇	一一五	一〇六
同	二二三	二一八	二四六	一五六	一一三
同	二二四	二二九	四八三	一八八	一二〇
同	二二七	二二七	六七六	二二六	一二七
同	二二四	二二〇	六八二	二三四	一二九
同	二二〇	二二〇	六九六	三三三	一三三
同	二一五	二一〇	七三五	三三七	一三五
同	二一〇	二〇三	七四三	三六四	一三七
同	二〇九	一九八	七六五	三六四	一三七

本表は拓務統計に依る。



ら観るも、大正元年の二三・四より昭和十年には八・三と逐年減退してゐることは誠に慶賀すべき現象である。

尙本島の婚姻及離婚を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 婚姻及離婚

年	婚姻		離婚		婚姻百に 付離婚
	件数	指数 婚姻率(千人に付)	件数	指数 離婚率(千人に付)	
大正	37,929	100	1,082	100	13.0
同	37,604	99	1,075	100	14.5
同	40,829	108	1,077	100	11.4
昭和	46,778	123	953	87	10.3
同	44,468	117	923	85	9.2
同	43,233	114	915	84	9.2
同	44,078	116	919	84	9.0
同	43,450	114	910	83	9.0
同	46,279	122	881	80	8.3
内地其の他との比較 (昭和十年)	33	86	351	74	8.3

本島に於ける出生、死亡及出生死亡の差増を観るに、出生は一般に増加の傾向を示し、大正元年の十四萬人(人口千に付四一・九人)より昭和十年の二十四萬人(人口千に付四五・二人)に増加してゐる。死亡は年に依り多少の相違があると雖も大體に於て漸減の狀勢にあり、昭和十年には十萬七千人(人口千に付二〇・五人)に減少してゐる。次に人口の出生死亡の差増も亦年に依り多少の懸隔ありと雖も一般に漸増し、大正五年

一〇 出生、死亡及出生死亡の差増

本表は拓務統計に依る。

地	婚姻		離婚		婚姻百に 付離婚
	件数	婚姻率(千人に付)	件数	離婚率(千人に付)	
臺灣	46,279	123	953	87	8.3
朝鮮	33,446	114	533	55	4.3
臺	18,633	57.8	176	54.6	9.4
樺	6,170	38.1	155	20.0	2.7
關東州及鐵道附屬地	1,432	38.5	356	34.7	25.2
南洋群島	55,730	80.4	4,538	70.0	8.7

の如き僅かに三萬千人の少數に過ぎなかつたものが昭和十年には十二萬九千人の多數に達したのである。

尙本島の出生、死亡及出生死亡の差増を内地其他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 出生、死亡及出生死亡の差増

年	出生		死亡		出生死亡の差増	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數
大正一年	140,498	100	84,963	100	55,535	100
同	133,717	95	101,591	120	32,126	58
同	161,987	115	91,513	108	70,474	126
昭和一年	183,360	130	93,710	110	89,650	161
同	206,731	147	89,654	106	117,077	212
同	217,136	155	101,077	119	116,059	209
同	224,192	159	99,215	117	124,977	224
同	231,350	165	98,507	116	132,843	239
同	238,676	170	105,166	124	133,510	240
同	255,945	182	106,905	126	149,040	268

本島に於ける出生率を觀るに、年に依りて増減あるけれども、概して増加の趨勢にある。大正元年以後に於ける最低は大正五年の人口千に付三八・一人、最高は昭和六年の人口千に付四六・一人なるも昭和十年は四五・二人である。

一一 出生率

(ロ) 内地其他との比較 (昭和十年)

地域	出生		死亡		出生死亡の差増	
	實數	%	實數	%	實數	%
總數	3,223,388	100.0	1,311,366	100.0	1,912,022	100.0
臺灣	2,359,955	76	1,064,955	81	1,295,000	68
朝鮮	640,568	20	430,688	33	209,880	11
朝鮮太	220,599	7	150,477	11	70,122	4
關東州及鐵道附屬地	381,686	12	250,007	19	131,679	7
南洋群島	38,676	1	17,833	1	20,843	1
内地	219,074	7	126,196	10	92,878	5

關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、内地は帝國統計年鑑、其の他は拓務統計に依る。

更に之を内地其の他と比較するに本島は其の率最も高く、樺太之に亞ぎ關東州及鐵道附屬地は最も低率である。

(イ) 出生率 (人口千に付)

年	平均	内地人	本島人	外國人
大正	四九	二九八	四三五	二八
同	三八一	三三五	三八四	一八六
同	四三二	三五一	四三七	二四五
昭	四四一	三七七	四四八	三七
同	四三〇	二九九	四五九	三四五
同	四六一	三〇一	四七〇	三六五
同	四四二	三三三	四五〇	三五三
同	四四五	三一	四五四	三六八
同	四四八	二九三	四五八	三六〇
同	四五二	二九六	四六一	三五九

内地人には朝鮮人、本島人には高砂族を含む。但し昭和六年以前の本島人には藩地居住の高砂族を含まない。

(ロ) 内地其の他この出生率累年比較 (人口千に付)

年	臺灣	朝鮮	樺太	關東州及鐵道附屬地	内地
大正	四九	二八九	三三〇	二九六	三三三
同	三八一	三三七	三三七	三〇九	三三七
同	四三二	二九七	三三二	二五四	三五二
昭	四四一	三五六	三三三	二五九	三四八
同	四三〇	三八一	三三四	二六〇	三四四
同	四六一	三五四	三六〇	二五七	三四三
同	四四二	三〇〇	三九四	二六三	三四九
同	四四五	二九〇	三七四	二五二	三三六
同	四四八	二九八	三六二	二三八	三〇〇
同	四五二	二九三	三七四	二六六	三〇〇

本表は拓務統計に依る。

一二 死亡率

本島に於ける死亡率を観るに、是亦年に依りて高低常ならずと雖も概して減少の傾向にある。大正元年以後に於ける最高は大正七年の人口千に付三四・八人なるものが漸次低下し、昭和五年には人口千に付一九・五人の最低記録を示し、昭和十年は二〇・五人を以て比較的低率である。

更に之を内地其の他と比較するに死亡率の最も低きは關東州及鐵道附屬地にして、樺太之に亞ぎ最近本島は減少の傾向にあるけれども尙昭和十年には二〇・五人を示し最も高率である。

(イ) 死亡率 (人口千に付)

年	平均	内地人	本島人	外國人
大正	二五三	一五八	二五八	一五四
同	二九二	一六〇	二九八	一六八
同	二四四	二三九	二五〇	一九六
同	三三六	二二八	二〇〇	二〇二
同	一九五	二二四	二二〇	一七七
同	二二四	二〇八	二二〇	一七五
同	二〇五	二〇七	二〇五	一七七
同	一九八	二〇七	二〇五	一七七

(ロ) 内地其の他との死亡率累年比較 (人口千に付)

内地人には朝鮮人を含み、昭和六年以前の本島人には蕃地居住の高砂族を含まない。

年	臺灣	朝鮮	樺太	關東州及鐵道附屬地	内地
大正	二五三	一六〇	三五五	一八四	一九九
同	二九二	一三三	二八五	二七〇	二二五
同	二四四	一九八	二五七	一五二	二二七
同	三三六	二〇三	一九〇	一八六	一九三
同	一九五	一八九	二〇三	一五二	一八三
同	二二四	二〇三	一九七	一四七	一九〇
同	二〇五	三三二	二〇八	一七九	一七七
同	一九八	一九三	一九四	一四六	一七八
同	二〇六	一九三	一六四	一五一	一八二
同	二〇五	一九七	一五七	一五四	一六八

本表は拓務統計に依る。

五行政

一 行政區劃

本島の地方行政區劃は、幾多の變遷を経たる後、大正九年九月一日に至り地方官々制に根本的改革を加へ、從來の十二廳を五州二廳に改めたものが、大正十五年七月一日更に澎湖廳を復活して三廳と爲し、現に五州は之を九市四十五郡に分ち、郡の下には三十七街、二百十庄を置き、三廳は之を十支廳に分ち、支廳の下には三街五庄十八區を置いてゐる。

澎湖	花蓮	臺東	高雄	臺南	新竹	臺北	總數
1	1	1	7	0	2	8	9
2	4	4	1	1	1	1	0
1	1	1	2	2	2	1	9
1	1	1	5	0	0	5	7
4	1	1	6	6	6	6	3
1	8	0	1	1	1	1	6

澎湖 蓮東 臺雄 高雄 臺南 新竹 臺北 總數

郡 支廳 市 街 庄 區

大正十七年五月	同九年九月一日	同九年九月一日	明治四十四年二月十五日	同十四年十一月十日	同十四年十一月十日	同十四年十一月十日	同十四年十一月十日
臺北州	臺北州	臺北州	臺北廳	臺北廳	臺北廳	臺北廳	臺北縣
新竹州	新竹州	新竹州	宜蘭廳	宜蘭廳	宜蘭廳	宜蘭廳	宜蘭縣
			桃園廳	桃園廳	桃園廳	桃園廳	臺北縣
			新竹廳	新竹廳	新竹廳	新竹廳	臺北縣
臺中州	臺中州	臺中州	臺中廳	臺中廳	臺中廳	臺中廳	臺中縣
			南投廳	南投廳	南投廳	南投廳	臺中縣
臺南州	臺南州	臺南州	嘉義廳	嘉義廳	嘉義廳	嘉義廳	臺南縣
			臺南廳	臺南廳	臺南廳	臺南廳	臺南縣
高雄州	高雄州	高雄州	鳳山廳	鳳山廳	鳳山廳	鳳山廳	臺南縣
			阿猴廳	阿猴廳	阿猴廳	阿猴廳	臺南縣
			恒春廳	恒春廳	恒春廳	恒春廳	恒春廳
臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳
花蓮港廳	花蓮港廳	花蓮港廳	花蓮港廳	花蓮港廳	花蓮港廳	花蓮港廳	臺東廳
澎湖廳	高雄州	澎湖廳	澎湖廳	澎湖廳	澎湖廳	澎湖廳	澎湖廳

同十一年三月二十日	同十一年三月二十日	同十一年三月二十日	同十一年三月二十日	同十一年三月二十日	同十一年三月二十日	同十一年三月二十日
臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣
宜蘭縣	宜蘭縣	宜蘭縣	宜蘭縣	宜蘭縣	宜蘭縣	宜蘭縣
臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣	臺北縣
新竹縣	新竹縣	新竹縣	新竹縣	新竹縣	新竹縣	新竹縣
臺中縣	臺中縣	臺中縣	臺中縣	臺灣民政部	臺灣民政部	臺灣縣
嘉義縣	嘉義縣	嘉義縣	嘉義縣	嘉義縣	嘉義縣	嘉義縣
臺南縣	臺南縣	臺南縣	臺南縣	臺南縣	臺南縣	臺南縣
臺南縣	鳳山縣	臺南縣	鳳山縣	臺南縣	臺南縣	臺南縣
鳳山縣	鳳山縣	鳳山縣	鳳山縣	臺南縣	臺南縣	臺南縣
臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳	臺東廳
澎湖廳	澎湖廳	澎湖島廳	澎湖島廳	澎湖島廳	澎湖島廳	澎湖島廳

二 行政區劃の沿革

### 六 警察官署及職員

本島の地方警察機關は昭和十年末現在に於て、州警務部五、廳警務課三、警察署十一、郡警察課四十五、支廳十、分室四十二、派出所及駐在所千五百三十五にして、同職員は警視二十五人、警部及警部補五百五十二人、巡查七千五百十九人、警手三千二百四人である。今之を内地其の他と比較するに、巡查一人に付面積の最も大なるは樺太の七十二方軒三にして、朝鮮、内地之に亞ぎ、臺灣は四方軒八を以て第四位を占め、最も小なるは關東州及鐵道附屬地の一方軒一である。

尙人口に就き之を觀るに朝鮮の千二百六人第一位を占め、内地の千百六十五人、臺灣の七百七人、樺太の六百四十六人、關東州及鐵道附屬地の四百五十五人順次之に亞いでゐる。

警察署	派出所及駐在所	警視	警部及警部補	巡查	面積 方軒	人口
臺灣	1,535	23	533	7,519	48	707
朝鮮	2,530	57	1,286	18,233	232	1,106
樺太	1,330	4	36	499	73	686
關東州及鐵道附屬地	3,933	16	1,691	3,567	12	455

内地

本島の警察署には郡警察課及支廳を含む。  
内地は帝國統計年鑑、其の他は各廳統計書に依る。

一三五 一八九三 三六 五二六 五九四三五 六四 一二六五

七 農 業

一 農 業 戸 口

本島の農業戸数は昭和十年末に於て四十二萬戸、人口二百七十九萬人にして一戸當耕地面積は二・〇町歩に當る。

今之を内地其の他と比較するに、一戸當耕地面積の最上位は關東州及鐵道附屬地の二・九七町歩、樺太の二・七六町歩之に亞ぎ、本島は第三位を占め、内地は一・〇八町歩を以て最下位に在る。

昭和十年末現在	戸 數	人 口	一戸當耕地面積町
臺 灣	四一九八五	二七〇三二	二・〇
朝 鮮	三〇六四八九	?	一・五
樺 太	一一六八	五八〇〇八	二・七六
關東州及鐵道附屬地	六七五四	二五八、三九七	二・九七
南 洋 群 島	二二六六	三、九四三	一・七〇
内 地	五六二〇六七	?	一・〇八

關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、其の他は拓務統計に依る。



二 耕地面積

本島の耕地總面積は八十三萬八千町にして内、田四十八萬三千町、畑三十五萬五千町にして其の割合は田五割八分、畑四割二分である。  
 今本島の田及畑の面積を内地其の他と比較すれば次の如くである。

昭和十年末現在	耕地面積(單位町)		%
	田	畑	
總數	八七,九六六	三五,二四九	
臺灣	四五,〇〇一	二七,六八三	
朝鮮	三三,二一八	三三,二一六	
樺太	二〇,八九五	一九,六九九	
關東州及鐵道附屬地	二〇,八八三	一九,四〇三	
南洋羣島	六,〇五七	二八,九四七	
内地	三,一九三	二八,九四七	
關東州及鐵道附屬地	一,四〇〇	一九,四〇三	
南洋羣島	一,一九六	一九,六九九	
關東州及鐵道附屬地	二〇,八九五	一九,六九九	
南洋羣島	二〇,八八三	一九,四〇三	
内地	六,〇五七	二八,九四七	
關東州及鐵道附屬地	一,四〇〇	一九,四〇三	

三 農 産

本島の農産物は、昭和十年中の總生産價額三億千九百九十七萬圓にして内、普通作物の

(イ) 農 産 物 (昭和十年)

總額	生産價額(圓)	%	作付面積(甲)	收穫高
普通作物	三,九七二,三三三	100.0	—	—
米(玄米)	三,四〇三,二七四	七.三	六,九四九	九,三三,二五三石
甘藷	一九七,二八七	六.一	一,四三二	二,七〇六,八三五千斤
豆類	二五,四三二	七.九	一,八七〇	七,一〇六石
麥類	一,四九,五三八	〇.四	一,八七〇	一,三〇八石
其他	一七,一五五	〇.一	—	—
特用作物	四〇,一六九	一.〇	—	—
其他	六,四九八	〇.一	—	—
特用作物	六,四九八	〇.一	—	—

二億二千四百五十四萬圓最も多く、總生産價額の七割に當り、特用作物の六千九百四十二萬圓(二割二分)に亞ぎ、園藝作物の二千六百一萬圓(八分)最も少い。  
 更に之を作物別に觀るに、米は一億九千七百萬圓を以て第一位を占め、總額の六割二分に當り、甘藷の五千五百萬圓(一割七分)、甘藷の二千五百萬圓(八分)、蔬菜類の一千三百萬圓、バナナ及粗製茶の各六百萬圓、落花生の三百五十萬圓、鳳梨の二百六十萬圓等は順次に亞いでゐる。  
 尙本島の農産額を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

(ロ) 内地其他との比較 (昭和十年)

總額	3,740,824	100%
臺灣	3,997,133	86
朝鮮	935,263	24.8
關東州及鐵道附屬地	3,744,531	100
南洋群島	27,278	0.7
内地	4,065,089	108.7
關東州及鐵道附屬地	2,453,819	65.7

關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、其他は拓務統計に依る。

甘蔗	5,313,130	17.3	1,325,055	1,325,055
粗茶	6,377,093	20	461,107	1,780,372
落花生	3,504,277	11.1	324,617	580,868
煙草	1,101,782	3.4	107,551	3,407,915
麻類	2,446,338	7.6	91,655	3,985,551
胡椒	2,555,524	7.9	385,818	1,287,215
藍	330,900	1	353	?
香花	297,668	0.9	291	1,175,575
其他	151,964	0.5	?	?
園藝作物	26,008,002	81	?	?
柑	6,593,001	21	2,057,636	3,324,699
龍眼	2,035,761	6	477,006	5,783,430
檳榔	1,956,661	6	2,165	4,333,399
鳳梨	1,671,433	5	2,637	6,221,883
椰子	2,526,833	8	70,006	871,291
椰子	133,267	0.4	5,006	4,311,473
李子	2,300,800	7	9,006	4,099,023
蔬菜	2,498,142	7	?	?
其他	539,134	2	?	?

八畜産

本島に於ける昭和十年末現在の家畜頭数は二百三十四萬頭にして、豚は百八十七萬頭（八割）、牛は三十九萬頭（一割七分）である。次に昭和十年中の生産頭數に就て觀るに、百五十八萬頭中、豚は百五十一萬頭（九割五分）、牛は三萬頭（二分）であるから本島に於ける家畜産業は主として養豚業であると云つても過言ではない。更に家禽を價額に就て觀れば生産價額六百八十六萬圓中、鶏は五百二十五萬圓（七割七分）、鶯は百十三萬圓（一割七分）である。又牛乳の生産價額は六十萬圓である。

家畜	年末現在頭數		生産頭數		死亡頭數		% (現在頭數)
	總數	牛	總數	牛	總數	牛	
總數	二,三三〇,六四五		一,七七八,八九〇		一,四三三,六六七		100.0
牛	三,九〇,四四〇		三三九,一五		三六,二七		16.7
水牛	三,〇五,七九五		二五,二八六		二,四四九		13.1
黄牛	七二,四四五		四,八〇〇		一,一六三		3.1
雜種牛	一一,二六九		二,六三〇		五六七		0.5
其の他の牛	一,〇四五		一九九		四四		0.0

豚	山	其	家	七	生
本	洋	の	鷓	鷓	蜂
種	種	他	鷓	鷓	牛
島	島	羊	鷓	鷓	皮
豚	豚	豚	乳	鳥	蜜
豚	豚	他	鳥	鳥	皮
數	數	數	數	數	數
1,875,109	1,663,546	78,350	86,730	1,771,933	30,412
1,699,941	39,722	1,633	64,632	370,759	30,412
1,403,211	39,011	294	1,179,019	18,496	30,412
1,377,772	31,741	82	515,032	83,831	30,412
799	799	100	1,119,019	55,849	30,412
72	72	100	427,937	7,448	30,412
72	72	100	370,759	3,448	30,412
16	16	100	1,119,019	3,448	30,412
16	16	100	427,937	3,448	30,412
33	33	100	1,119,019	3,448	30,412
33	33	100	427,937	3,448	30,412
0.1	0.1	100	1,119,019	3,448	30,412
0.1	0.1	100	427,937	3,448	30,412
0.1	0.1	100	1,119,019	3,448	30,412
0.1	0.1	100	427,937	3,448	30,412

家畜の死亡頭数は屠殺頭數を含む、×は法定獸疫のため斃死及撲殺したる頭數を示す。

九 林 業

一 林 野 面 積

本島に於ける昭和十年末現在の林野面積は二百五十萬甲にして内、森林は百九十四萬甲（七割七分）、原野は五十六萬甲（二割三分）である。尙林野面積を本島の總面積三百七十萬七千六百五十七甲に比すれば實に其の六割八分を占めてゐる。次に本島の林野面積を所有者別に觀れば森林及原野とも國有最も多く、前者は森林面積の八割八分、後者は原野面積の九割一分を占め、之に亞ぐは私有にして公有最も少ない。更に本島の林野面積を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 林 野 面 積 (單位甲)

總 數	森 林	原 野	森 林	原 野
21,001,110	15,392,377	5,608,733	775	335
11,110,138	1,704,278	522,980	69	231
1,741,010	1,161,515	579,495	790	210
2,681,264	3,033,566	477,908	831	179

% }  
 森林 }  
 原野 }

(ロ) 内地其他との比較 (單位町、臺灣は甲)

臺灣	總數	森林	原野
朝鮮	二五〇、八四〇	一九九、三八四	五、四五六
太地	一六、三三三、三六	?	?
内地	二九二、八四七	?	?
	三、六四五、七三	三〇、五七五、九三	三、六九、八二八

内地は昭和九年末、其の他は昭和十年末現在にして拓務統計に依る。

二 林 産

本島の林産物生産總價額は昭和十年に一千二百七十三萬圓を算し内、用材の四百六十一萬圓第一位を占め、總價額の三割六分に當り、森林副産物の二百六十萬圓(二割)、薪の二百十萬圓(一割七分)、竹材の百八十萬圓(一割四分)、木炭の百六十三萬圓(一割三分)等順次に並んでゐる。

次に各内譯を觀るに用材は丸太の三百九萬圓(二割四分)、竹材は蒨竹の八十六萬圓(七分)、森林副産物は筍の七十三萬圓(六分)である。

尙本島の林産額を内地其他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 林 産 物 (昭和十年)

總用材額	生産價額(圓)	%
丸太	三、七三二、一三三	一〇〇
丸太	四、〇七三、二五四	一〇八
丸太	三、〇九四、六八五	八二
丸太	三、七四〇、〇〇八	九八
丸太	六、〇九二、二八〇	一六三
丸太	五、九二二、八一	一五八
丸太	二、一〇一、八四一	五六
丸太	一、七〇七、五九五	四五
丸太	一、七六六、七〇七	四七
丸太	五、六九〇、〇八〇	一五二
丸太	八、五七六、六二七	二二九
丸太	一、七三三、一八〇	四六
丸太	一、三三三、三三三	三五
丸太	七、三三三、三三三	一九
丸太	二、九七七、七六六	八〇
丸太	七、三三三、三三三	一九
丸太	七、三三三、三三三	一九

龍眼 竹皮肉 姜黃 檳榔 土實 礦石 其 他

(ロ) 内地其他との比較 (昭和十年)

龍眼	八九五、四四	〇七
竹皮肉	三三、三三三	〇九
姜黃	三七、一九三	〇三
檳榔	三三、一三〇	〇三
土實	四九四、八一五	三八
礦石	七、三九八	〇六
其他	一〇、五〇二	八〇

總額

臺灣 朝鮮 南洋 本地

本表は拓務統計に依る。

臺灣	四、〇七、七二四	一〇〇
朝鮮	三、七、二二五	二八
南洋	一、四〇、五〇〇	三五
本地	二、九八、二二八	四九
總額	四、〇八、二〇六	〇九
其他	二、九八、四三七	六二

一〇 鑛産

本島に於ける昭和十年の鑛産總價額は二千二百八十四萬圓にして前年に比し三百八十九萬圓の増加である。  
次に鑛産物の内譯を観るに石炭の九百八十七萬圓第一位を占め、總價額の四割三分に當り、金銅鑛の四百萬圓(一割八分)、金の三百四十九萬圓(一割五分)、金鑛の二百三十三萬圓(一割)、金銀鑛物の六十二萬圓等順次に並んでゐる。  
尙本島の鑛産額を内地其他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 鑛産物 (昭和十年)

産額	價額	% (價額)
總額	三、八八、七五一	一〇〇
金	三、四九四、〇四〇	一五三
沈金	三七六、〇七二	一六
砂金	三、九九五、八五四	一七五
銅	六二、四七七	〇三
銀	二、三三〇、一七八	一〇二
其他	六三三、二一八	二七

石炭	九八六、一九三	四三二
原油	三八四、八六〇	一七
揮發油	四九〇、三八三	二二
カーボンブラック	五二六、二二五	二五
其他	六九七、四五二	三〇
其の他	一、三七一、九四九	

(ロ) 内地其他との比較 (昭和十年)

總額	六九三、九五〇	100.0%
臺灣	三三八、八七一	三三
朝鮮	八八、〇三九	一二
太	一一、四七五	一
關東州及鐵道附屬地	六五、三七九	九
樺	一、七六三	〇
南洋	一、七六三	〇
南	五〇、四一九	七
内		七

關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、其の他は拓務統計に依る。

一一 水産

本島の水産總價額は、昭和十年には一千九百四十一萬圓を算し内、遠洋漁獲物の九百二十七萬圓第一位を占め、總價額の四割八分に當り、沿岸漁獲物の四百三十七萬圓(二割二分)、水産養殖の三百四十八萬圓(一割八分)、水産製造物の二百二十九萬圓(一割二分)は順次に並んでゐる。  
次に各内譯の第一位を觀るに遠洋漁獲物は鯛の百五十一萬圓(八分)、沿岸漁獲物は鱧の八十一萬圓(四分)、水産養殖は虱目魚の二百二十二萬圓(一割一分)、水産製造物は者乾鱧の五十萬圓(三分)である。  
更に是を内地其他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 水産物 (昭和十年)

總額	一九四、四三六	100.0%	
遠洋漁獲物	九二六、四八七	四七八	一二、四六一七八
鯛	一五〇、六九四	七八	一八四〇、一四五
鯉	一四九、〇三三	〇八	一一、二四六、五三九
鱈	七五七、四二七	三九	

貝類 其他の水産動物 藻類 水産養殖 虱魚 鱧魚 草魚 牡蠣 鱈魚 其他 水産製造物 節類 煮乾類 惣類 蒲輪 鱈仔 鱈魚 海草 其他 其の人

六二、三〇〇  
五二、四九三  
五一、八〇五  
三、四八三、八八二  
二、二七〇、四四四  
一九六、三六九  
一六三、二八六  
三、五八六、五九九  
一〇三、七五一  
四、四四五、四七三  
二、一九〇、七四一  
二、八九三、三八五  
五〇〇、九二二  
一、八三三、五三八  
一、五六一、一三八  
一九〇、九六九  
一、三八九、八八二  
一、一〇〇、九〇二  
五、一九九、九五

〇三  
二七  
〇三  
一七九  
二一四  
一〇  
〇八  
一九  
〇五  
二二  
二八  
一五  
二六  
〇九  
一三  
一〇  
一〇  
〇六  
二七

九〇、四〇五九  
四、一五九、一〇  
一三、四四三、四三八  
一、二五〇、二〇四  
九、九二二、三三〇  
四、〇三〇、三三七  
六、四二二、八三三  
七七、六五〇、〇  
五、四九一、二八九  
一、二九九、七〇三  
九、三三〇、七四  
七、五、六五〇  
二、〇五、一五九  
五、五四五、六四  
?

鯖魚 鮪魚 旗魚 狗魚 鱈魚 其他 珊瑚 鯨魚 沿岸漁獲物 鯛魚 鱈魚 鱈魚 鱈魚 鮪魚 虱魚 其他の魚類

九四、一六二  
七六、一〇一  
七〇、五八四  
一、三五二、〇三三  
二、四九五、九九八  
八二、五二七  
五、四二六、〇  
二、七四九、五〇四  
七、三三三、九九〇  
七、四三三、九九四  
四、三三三、四八八  
一、七八五、三九九  
四、二八、一四四  
八、一四八、八八〇  
二、八七二、七〇  
一、九六、二四五  
九、八九九、九五  
一、九一〇、二二  
一、五三九、二六五

〇五  
三九  
三六  
七〇  
一三  
〇四  
〇二  
一四二  
三八  
〇四  
三五  
〇九  
二二  
四二  
一五  
一〇  
〇五  
七九

四、六六五、七九  
五、七八五、八二  
一〇、七六一、六七八  
六、九五、一八二四  
三、五五二、一五九  
五、七〇、五六六  
二、〇二八、七四四  
三、七〇四、〇  
八、三〇七、三  
九、九一、八五四  
六、七九七、九八一  
一、六、五六五、一八三  
三、五、一四、〇二四  
八、八七、一四四  
一、二五、一三、八三  
?



(ロ) 内地其の他との比較 (単位千圓)

總額	漁獲物	水産製造物	水産養殖物	%
六六,三二一	三六,三〇八	二五,八八〇	三,九四四	100.0
一九,四四〇	一三,六四〇	二,一九二	三,四八四	二九
一三,八八三	六五,九六七	六五,〇一四	二,九〇二	三〇.三
二,五五六	八,〇〇七	一三,五二九		三三
六,三九六	五,五二九	八七七		一〇
三,八八三	一,六四一	二,二二九		〇.六
四七,〇三九	二六,五七四	一八,一九三〇	二五,五五五	七一九

關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、其の他は拓務統計に依る。

一一一 工業

本島の工業生産總價額は、昭和十年には二億六千九百四十九萬圓を算し内、食品工業の二億三百萬圓第一位を占め、總價額の七割五分に當り、化學工業の二千五百五十四萬圓(一割)は之に並いでゐる。

次に各内譯を觀るに食品工業は砂糖の一億六千四百萬圓(六割一分)、再製茶の千九百九萬圓(四分)、罐詰の七百九十六萬圓(三分)、蜜餞及菓子(五百五十四萬圓(二分)、化學工業は酒精の七百二十九萬圓(三分)、肥料の六百六萬圓(二分)、其の他の工業は木製品(四百四十八萬圓(二分)、帽子の三百三十四萬圓(二分)、窯業はセメントの三百六十四萬圓(二分)、煉瓦の三百六萬圓等である。

尙本島の工業額を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 工業物 (昭和十年)

總額	生産價額(圓)	%
紡織工業	二六,四三三,六八八	100.0
絲織	三,六〇八,七九八	一三
織物	八五,二七〇	〇.三
工業物	二一八,六四四	〇.八



竹及籐細工  
帽の他  
其の他

一八〇九、九〇九  
三、三三六、九五五  
五六〇九、一三三

〇七  
一三  
二二

(口) 内地其他との比較 (昭和十年)

内地	南洋群島	關東州及鐵道附屬地	樺太	朝鮮	臺灣	總額
關東州及鐵道附屬地	南洋群島	關東州及鐵道附屬地	樺太	朝鮮	臺灣	總額
二〇八四六、二七五、〇〇〇	一七、一三三、五五二	一九三、七三三、四六五	八二、二八一、四九七	三八五、一三四、九三四	二六九、四九三、六九八	一、二七九、四〇七、二四六
九二・〇	一・一	一六	〇・七	三・三	二・三	一〇〇・〇

關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、其の他は拓務統計に依る。

一三三 糖 業

本島の糖業は領臺當時其の栽培製糖共に幼稚にして僅々八、九千萬斤の粗糖を製産するに過ぎず、殆んど其の需要の四分の三は海外の供給に俟つ状態であつた。茲に於て糖政の確立、糖業獎勵規則の制定、原料採取區域の限定、蔗苗取締規則の制定其の他諸種の糖業研究機關の設置等に依り爾來顯著なる發展をなしたのである。明治三十五年期に於ては八千二百六十萬斤を産するに過ぎなかつたものが、大正十年期には四億二千百萬斤、即ち五倍の産額を見るに至り、昭和十一年期に於ては、公稱資本金二億三千五百萬圓、作業工場數百四十三、作業能力四萬五千二百五十噸を有し、其の製糖高十五億萬斤(十九倍強)に達したのである。内新式製糖會社の數は九にして作業工場數四十七、作業能力四萬三千九百噸を有し、その製糖高十四億六千八百萬斤である。

昭和十一年期	公稱資本金	作業工場數	作業能力	製糖高	% (製糖高)
總數	三、四八八、八三二	四七	四、五三〇	一、五〇三、九七八	一〇〇・〇
新式製糖會社	三、三三三、三三〇	四三	四、三三〇	一、四七三、七二七	九七・六
臺灣製糖	一、三〇〇、〇〇〇	一	一、一八二、四〇〇	三、九三三、八三三	二六・一
新興製糖	一、一〇〇、〇〇〇	一	五、六〇〇	一、六九八、八三三	一・〇
明治製糖	四、〇〇〇、〇〇〇	一	八、五三〇	三、〇四四、四七一	二〇・三
大日本製糖	六、一九七〇、〇〇〇	一	一〇、九三三	三、五九六、七九	二三・七

鹽水港製糖	二九,二五〇	六	五八八〇	二六,一七三	一四四
帝國製糖	一八,〇〇〇	五	三,三三四	一〇四,八一九	七〇
昭和製糖	七,〇〇〇	四	二,二〇六	五三,六二九	三六
臺東製糖	一,七五〇	一	三九二	一三,九七九	〇九
三五公司	三,三三〇	一	三九二	九,〇二九	〇六
改良糖廊	一,三六二	七	四四〇	一七,三三六	一三
舊式糖廊	?	八	八九〇	一七,八七五	一三

昭和十一年期とは昭和十年十一月より同十一年十月に至る期間を謂ふ。

一四 貿易

一 貿易總覽

本島の貿易は之を外國貿易及内地貿易(臺灣内地間)の二種に分けられるが、今之を總括すれば明治三十年の三千百萬圓より大正元年の一億二千五百萬圓に進み、大正六年には二億圓臺に上り、大正八年には更に三億圓臺を突破し、大正十年及十一年は一般商業界並に産業界が停滞を極めた爲め二億八千萬圓に減退したけれども大正十二年には三億圓臺に復歸し、大正十四年には四億四千九百萬圓を現出した。

昭和元年以降は四億三千萬圓臺を上下し、同五年には四億圓に減少し、同六年には大正十四年以後保持したる四億圓臺を割り三億六千萬圓に激減し、同七年には四億五百萬圓に復歸し、同八年には四億三千四百萬圓に漸増し、同九年には五億二千百萬圓、同十年には六億一千四百萬圓を以て本島貿易史上空前の巨額に達した。今昭和十年の貿易總額を人口一人當りに換算すれば百十五圓五十錢である。

次に貿易總額に對する内外兩貿易の割合を観るに、内地貿易は最近八〇%以上を占め、昭和十年には八六・七%である。内地と本島とが國民經濟の見地よりして益々密接なる有機的關係を保持し、愈々其の重要性を増大しつつあるは以上に依りても明白なる事實である。



昭和  
一五五六  
同 一四八七  
同 一三六八  
同 一三〇六  
同 一二八七  
同 一二八七  
同 一二八七  
同 一二八七  
同 一二八七

二 各 國 別 貿 易

三三、三三三	三五五	二〇、一一〇	一一、四〇五	八〇、七〇五
三四、一七六〇	三三五	二八、六三三	一一、二二七	九五、五〇六
三六、八七	三四七	二〇、一四二	一一、四七三	八六、六六一
三五、一四〇	三九一	二二、六八三	一三、四七五	八九、三三六
三八、〇六九	四一八	三三、〇七四	一四、九三三	八〇、八三五
四〇、四〇一	五〇二	二七、九四〇	一七、九九一	一〇、二四二〇
五三、三四一	五八四	三二、四〇〇	二八、二四一	九六、〇六〇

本島の外國貿易は内地同様大體に於て例年輸入超過である。而して各國中其の歴史的並に地理的關係より對岸中華民國は累年主要の地位を獨占し、輸出に於て多きは六割、少きも三割、輸入に於ても多きは五割二分、少きも三割五分を多年間保持したが、昭和七年滿洲事變を契機として國民政府の執拗なる排日貨政策及滿洲國獨立等に影響され、昭和九年には輸出三割二分輸入一割八分にして昭和八年と共に記録的激減振りを示した。今昭和十年の外國貿易に就きて觀るに總額八千五百五十二萬圓中、輸出額は三千六百五十四萬圓にして中華民國の一千三百五十五萬圓最も多く三割六分に當り、香港の六百五十五萬圓（一割八分）、北米合衆國の五百六十六萬圓（一割五分）、關東州の四百一十一萬圓（一割一分）等は順次に並んでゐる。次に輸入總額四千四百九十八萬圓中第一位を占むるは滿洲國の二

千八百八十一萬圓にして四割八分に當り、中華民國の六百九十四萬圓（一割五分）之に並ぎ、獨逸の三百五十一萬圓（八分）、北米合衆國の三百二萬圓、英領印度の二百七十九萬圓、關東州の百七十七萬圓等の順位である。

(イ) 輸 出 (單位千圓)

總額	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年
關東州	三六、五四四	二六、五八八	一七、六六六	一八、〇四五	一九、四九九
中華民國	四、一三三	二、八九六	一、六二五	一、九七五	三、〇一九
滿洲國	一三、〇四五	八、三三五	四、七四六	六、五三四	八、三三三
香港	三、八〇〇	四、三九九	三、五三四	—	—
關領印度	六、五五四	二、九〇九	一、一三一	二、六七〇	二、五八七
葡領澳門	一、三三四	一、五四六	一、〇九五	一、〇〇一	三、二六二
ソヴィエト聯邦	一、四五四	一、五四	九八	一〇七	一、一〇
暹羅	二、七九	一、〇七	三二八	一七三	一、五四
英領印度、海峽植民地及英領ボルネオ	五、一	四、一七	三、二九	一、一五	一、三三
比律賓諸島	六、九九	五、七九	二、二六	九七	三、八
佛蘭西	一、二四	二	八三	八三	七、五
其他	一、九三	二、五八	四、四	二、九〇	二、七

獨逸 一七三三  
英吉利 一七五四  
北米合衆國 五、四六六  
其の他 一、五四九

(ロ) 輸 入 (單位千圓)

年	獨逸	英吉利	北米合衆國	其の他	總額
昭和十年	一七三三	一七五四	五、四六六	一、五四九	四、九一七
同九年	一、二二三	一、七五三	四、七一九	四、五八	三、八〇一
同八年	一、二二三	一、七五三	四、七一九	四、五八	三、八〇一
同七年	一、二二三	一、七五三	四、七一九	四、五八	三、八〇一
同六年	一、二二三	一、七五三	四、七一九	四、五八	三、八〇一

獨逸 三、五〇六  
英吉利 一、三〇七  
北米合衆國 三、一〇八  
加奈陀 一、一四五  
其の他 九三四

(ハ) 本島に於ける開港場

I 普通開港場  
基隆(臺北州)  
高雄(高雄州)  
安平(臺南州)  
淡水(臺北州)

II 特別開港場 (支那形船のみに限り出入を許せるもの)  
後龍(新竹州)  
鹿港(臺中州)  
東石(臺南州)

年	獨逸	英吉利	北米合衆國	加奈陀	其の他
昭和十年	三、五〇六	一、三〇七	三、一〇八	一、一四五	九三四
同九年	三、七〇五	一、〇七八	二、一〇一	一、一四五	八五三
同八年	三、三九一	一、〇七〇	一、八四一	一、一四五	四三五
同七年	一、九四一	五九八	一、五八八	二七〇	一六七
同六年	四、〇三四	二、三四四	二、三七〇	三七四	七〇〇

三 中華民國、香港、英領印度及南洋貿易

本島に於ける外國貿易中種々なる點より最も密接なる關係を有する中華民國、香港、英領印度及南洋との貿易を再檢するに經濟界の狀態に依り年々多少の相異あるを免れないが、東亞に於ける帝國の國策的並に地理的見地より益々重要性を加へてゐる。

即ち昭和十年に就きて觀るに、輸出額は二千二百四十七萬圓にして輸出貿易總額の六割二分を占め、輸入貿易は千二百十三萬圓にして輸入貿易總額の二割七分に當る。

(イ) 輸 出 (單位千圓)

總額	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年
中華民國	三,四七一	四,一七七	八,六六一	一,一〇三	一,四四六
香港	一,三〇四	八,三五五	四,七四六	六,五三四	八,二二三
英領印度	六,五五四	二,九〇九	二,三三二	二,六七〇	二,五八七
南洋	二	元	一八	一七	—
總額	二,八六九	二,八五五	一,七六六	一,八八一	三,五九七

本表の南洋とは英領海峽植民地、英領ボルネオ、蘭領印度、比律賓、佛領印度支那及暹羅を謂ふ。以下亦同じである。

(ロ) 輸 入 (單位千圓)

總額	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年
中華民國	二,三三六	一,一〇五	一,一〇四	一,〇三四	一,四〇三
香港	三〇	三三	五五	三一	五二
英領印度	二,七六六	二,二四九	二,二七五	一,五四七	一,五二七
南洋	二,三七一	二,一五〇	二,一五三	三,三六五	一,四六五

外國貿易總額に對する%

(ハ) 比 例

昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
輸 入	輸 入	輸 入	輸 入	輸 入
輸 出	輸 出	輸 出	輸 出	輸 出
總額	總額	總額	總額	總額
中華民國	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國
香港	香港	香港	香港	香港
英領印度	英領印度	英領印度	英領印度	英領印度
南洋	南洋	南洋	南洋	南洋



中華、香港、領印、南洋、總額に對する%

昭 和 六 年	昭 和 七 年	昭 和 八 年	昭 和 九 年	昭 和 十 年
輸 入	輸 入	輸 入	輸 入	輸 入
輸 出	輸 出	輸 出	輸 出	輸 出
五七〇	八五〇	七五九	五八〇	五八〇
一七九	〇三	二四〇	二四六	二九二
七〇〇	七〇〇	七五二	一九八	二〇〇
二五〇	七七一	二六九	二〇四	二〇四
七七一	二〇〇	二〇二	二〇二	二〇二
二五〇	二〇〇	二〇二	二〇二	二〇二
二五〇	二〇〇	二〇二	二〇二	二〇二

四 重要品別外國貿易

本島の外國貿易中輸出品の主なるものは、茶、砂糖及樟腦等である。今昭和十年に就きて之を觀るに、茶は八百三十二萬圓を以て第一位を占め輸出總額の二割三分に當り、砂糖の五百五十六萬圓（一割五分）、樟腦の二百四萬圓（六分）、鱈の八十五萬圓、鳳梨及バナナの各七十七萬圓、燐寸の七十二萬圓等は順次之に亞いでゐる。

次に輸入品の主要なるものは大豆油粕、硫酸アンモニウム、麩、大豆及ガンニ一囊等に於て、昭和十年には大豆油粕の一千四百六十一萬圓第一位を占め、輸入總額の三割二分に

茶 砂糖 樟腦 乾糖 酒 錫 蜜 鳳梨 燐寸 鱈

昭 和 十 年	同 九 年	同 八 年	同 七 年	同 六 年
八三二八	八九八	五四四六	四八七〇	七三三三
五五五	二二	五五三	三、一七四	二、三三七
二〇三六	二、三三二	二、九六三	一、五八八	一、五八六
四〇一	四三	二〇九	二、三九	二、七
四五〇	三三	二二	二、九	八三七
四三二	二	三〇八	五、九	三、〇
三七七	五五〇	一九六	二、六九	二、八
五、六	七、四	四、八	四、五	八、一
七、一	五、三	三、五	二、四〇	四、
七、七	六、七	三、七	一、六	二、〇〇
七、三〇	六、八	二、〇	一、八	一、五
八、四	七、四	一、五	六、五	七

(イ) 輸 出 (單位千圓)

當り、硫酸アンモニウムの五百十七萬圓（一割一分）、大豆の四百二十七萬圓（九分）、ガンニ一囊の三百五十七萬圓（八分）、麩の二百四十六萬圓等は順次之に亞いでゐる。

(口) 輸 入 (單位千圓)

	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年
大豆油粕	二四六一四	二二〇四	二二五九三	一〇三〇二	七三五四
阿片	四四九	三二	一四九	七〇八	一一二九
包席	四七五	四一七	五〇二	四八九	五二八
大豆	四二六五	二六六六	三、〇三九	一、八〇一	一、五三七
杉材及杉板	一五二	一〇七	二七四	五四一	一、〇四〇
葉鐵及葉鋼	三七八	六八二	六三四	七四〇	三八〇
硫酸アンモニウム(粗製)	五、一六五	五、五三四	三、八三七	二、二六七	六、一九六
ウレム(粗製)	三、五六六	三、二七〇	二、七二八	一、三三七	一、六五三
ガンニー囊(故共)	二、四五六	二、四七七	二、〇七五	一、五〇八	一、〇六
麩葉煙草	八六〇	三九七	五八二	三三八	二六
練葉煙草	三七八	三二八	一七八	二二五	三三

五 重要品別内地貿易

本島の内地貿易中主要なる移出品は砂糖、米、バナナ、鐵、樟腦油、鳳梨罐詰及バナナ帽及酒精等である。今昭和十年に就きて之を觀るに、砂糖は一億四千六百萬圓を以て第一位を占め、移出總額の四割六分に當り、第二位は米の一億六百萬圓(三割四分)にして前記兩者のみにて實に移出總額の八割を占めてゐる。其の他は何れも一千万圓以下にして、鐵の九百八十四萬圓、バナナの九百四十八萬圓、鳳梨罐詰の七百三十一萬圓、酒精の五百八萬圓、帽子の三百二萬圓、樟腦の二百三十六萬圓、鮮魚介の二百二十二萬圓等は順次之に亞いでゐる。次に主要なる移入品は綿織物及絹織物、肥料、鐵、酒類、鹽鱈、杉材及杉板、紙、小麥粉等にして、昭和十年には綿織物及絹織物の千七百二十五萬圓第一位を占め、鐵の千五百三十八萬圓、硫酸アンモニウムの千八百十八萬圓、杉材及杉板の八百二十萬圓、紙卷煙草の七百二十一萬圓、紙の五百六萬圓、鐵製品の五百四萬圓、小麥粉の四百五十三萬圓、調合肥料の三百九十六萬圓、清酒の三百十五萬圓等は順次之に亞いでゐる。

(イ) 移 出 (單位千圓)

	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年
砂糖	一四、九七七	一三、三三三	一八、六一四	二二、七一九	二〇、四七五
米	一〇、五五五	一〇、八二五	六、四六三	六、〇五三	五、一〇七
酒精	五、〇八三	五、二五六	五、四四五	二、九七六	三、〇五四
樟腦	二、三六〇	二、一七六	一、一七四	九六四	七六六

樟腦油  
鑛魚介  
鮮魚介  
バナナ  
切乾薯  
檜材及檜板  
帽及子  
食鹽  
鯉節  
鳳梨罐  
紅茶

(口)

移

入

(單位千圓)

綿織物及  
絹織物  
鐵酒  
清酒  
麥酒

品名	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年
樟腦油	二一七六	一九〇二	一五五五	二〇六二	一八二五
鑛魚介	九八三五	七四九三	六四四四	四九五四	四九五七
鮮魚介	二二三三	二四二一	二〇〇六	一四九三	一五〇〇
バナナ	九四七六	八一三六	七八九九	六九八三	八三二九
切乾薯	二二九一	二八七六	一〇四七	七八	七四九
檜材及檜板	一一二二	一七八三	二二二九	一七二九	一〇九一
帽及子	三〇〇八	三九三六	二五七四	二二〇八	四七一八
食鹽	九七九	九九八	一〇六三	九九九	二、一八
鯉節	二六三	四四四	四七〇	三一〇	五三七
鳳梨罐	七三〇七	四、五三七	四七七一	五、一五一	四、一五八
紅茶	七八一	九三六	六三三	二九五	一〇八
綿織物及	一七、二五〇	一七、二五〇	一五、一〇六	一三、三五八	一三、五九六
絹織物	一五、三八三	一一、五七一	一〇、四五八	八、〇一四	七、三四四
鐵酒	三、一四六	三、〇七二	二、四九九	二、一九五	二、〇三二
清酒	二、〇二二	一、八八一	一、八八四	一、九五六	四、五二
麥酒	九四四	一、六三八	一、〇九〇	一、三〇一	七、六五
過燐酸肥料	三、一五〇	二、三八五	二、三〇一	一、二四一	九七七
硫酸	二、三四三	二、一〇〇	一、七三五	一、四〇〇	一、〇二八
モニウム	一一、一七六	七、六四五	五、五四三	三、六一九	一、二二三
調合肥料	三、九六三	二、八〇七	二、七三四	一、五〇五	一、二二三
陶磁器	一、四八一	一、三六八	一、三八八	一、一九一	九一五
煎材及杉板	一、二二三	一、三三四	一、二四六	一、一〇〇	一、二五一
杉材及杉板	八、二〇一	五、三九五	四、二四六	三、四〇八	二、六九二
紙卷煙草	七、二二二	一、八二五	一、九〇八	一、八一八	二、〇九二
紙卷煙草	三、〇八四	三、一九九	二、四九〇	二、二八一	一、七六〇
黄麻	五、〇六一	四、五二六	三、九七〇	三、四七一	三、二三四
紙麥粉	四、五三〇	三、四一四	二、七一一	二、七一一	二、〇二一
小麥粉	二、四〇一	二、五六八	二、二五二	二、二一一	一、三七三
毛織物	二、〇五二	二、〇二四	一、七八二	一、三三八	一、一〇七
肌衣(各種)	一、三三五	一、三七三	一、六〇五	一、七四一	一、二二五
松材及松板	五、〇三五	四、三一九	三、七六一	二、九三五	二、三八六
鐵製原品	一、七二二	二、四一七	三、九三三	二、二七二	三、四四〇
製帽原料	二、一七三	二、四一七	三、九三三	二、二七二	三、四四〇

錫  
七メソト  
過燐酸肥料  
硫酸  
モニウム  
調合肥料  
陶磁器  
煎材及杉板  
杉材及杉板  
紙卷煙草  
紙卷煙草  
黄麻  
紙麥粉  
小麥粉  
毛織物  
肌衣(各種)  
松材及松板  
鐵製原品  
製帽原料

品名	昭和十年	同九年	同八年	同七年	同六年
錫	九四四	一、六三八	一、〇九〇	一、三〇一	七、六五
七メソト	三、一五〇	二、三八五	二、三〇一	一、二四一	九七七
過燐酸肥料	二、三四三	二、一〇〇	一、七三五	一、四〇〇	一、〇二八
硫酸	一一、一七六	七、六四五	五、五四三	三、六一九	一、二二三
モニウム	三、九六三	二、八〇七	二、七三四	一、五〇五	一、二二三
調合肥料	一、四八一	一、三六八	一、三八八	一、一九一	九一五
陶磁器	一、二二三	一、三三四	一、二四六	一、一〇〇	一、二五一
煎材及杉板	八、二〇一	五、三九五	四、二四六	三、四〇八	二、六九二
杉材及杉板	七、二二二	一、八二五	一、九〇八	一、八一八	二、〇九二
紙卷煙草	三、〇八四	三、一九九	二、四九〇	二、二八一	一、七六〇
紙卷煙草	五、〇六一	四、五二六	三、九七〇	三、四七一	三、二三四
黄麻	四、五三〇	三、四一四	二、七一一	二、七一一	二、〇二一
紙麥粉	二、四〇一	二、五六八	二、二五二	二、二一一	一、三七三
小麥粉	二、〇五二	二、〇二四	一、七八二	一、三三八	一、一〇七
毛織物	一、三三五	一、三七三	一、六〇五	一、七四一	一、二二五
肌衣(各種)	五、〇三五	四、三一九	三、七六一	二、九三五	二、三八六
松材及松板	一、七二二	二、四一七	三、九三三	二、二七二	三、四四〇
鐵製原品	二、一七三	二、四一七	三、九三三	二、二七二	三、四四〇
製帽原料	二、一七三	二、四一七	三、九三三	二、二七二	三、四四〇

菓子(各種)	二〇六六	一六九〇	一六六五	一八一	一六七二
味の素類	二五二四	二二五七	一四八六	一七三五	一五八三

### 六 港別貿易

昭和十年に於ける本島の輸移出入貿易総額は六億千四百萬圓にして之を港別に就て觀るに、基隆の三億千五百萬圓第一位を占め總額の五割一分に當り、高雄の二億六千七百萬圓之に亞ぎ、四割四分を占め、安平の一千七百萬圓、淡水の四百萬圓を始め殘餘の諸港は之を合算するも尙僅かに總額の五分を占むるに過ぎない。

今之を内地其他の諸港と比較するに、基隆は神戸、横濱、大阪、大連及釜山に亞ぎ第六位を占め、高雄は名古屋の上にて第七位を保ち本島第二の貿易港たるの地位を示し、更に安平は平壤・武豊、淡水は大邱・那覇の各々中間に位してゐる。

神戶	一七三、四四〇	九一〇、八九九	八二二、六四一
横濱	一四二、二六五	六二六、〇一七	六二六、五八八
大連	一、二六六、八九三	六〇〇、一四三	五四六、七五〇
釜山	八九〇、八九九	三七三、八〇六	五二六、七八三
大邱	三三三、二八五	二〇〇、一〇五	二〇五、一八〇
平壤	三二四、七六七	一五、二八三	一三三、五〇四
總額			
輸出			
輸入			

高雄	二六七、一八七	一八八、四二二	七八、七六六
名古屋	二二五、〇〇七	二九、四七六	九五、五二九
仁川	二〇四、一〇三	六六、三三七	二二七、七六六
小樽	二六、六〇三	二二、七八二	四八、六一
平壤	一九六、九六	三、九四〇	一五、七五六
安東	一六六、六三	一、二五五	一五、四一〇
武豊	一五七、五五	三〇、五	一五、四三〇
大邱	四、六三一	六、二五	四、〇〇六
水原	三、九八	五、三三	三、三五五
那覇	一、五五	三七	一、五四八

内地は帝國統計年鑑、其他は各縣統計書に依る。臺灣及朝鮮の各港は移出入をも含む。

## 一五 財政

## 一 總督府財政

臺灣總督府特別會計は明治三十年度を以て開始されたが、同三十八年度より全然國庫の補助を受けない獨立財政の實を擧ぐるに至つた。爾來國庫に對し内地に於て消費する臺灣糖の消費税全部を提供する等多大の貢獻を爲してゐるものである。今其の趨勢を窺ふに明治三十八年度の歳入は僅かに二千五百萬圓に過ぎなかつたものが大正元年度には六千萬圓に躍進、同八年度には一億圓を突破、爾來年と共に漸増し昭和四年度には實に一億五千萬圓の多額を示した。昭和五年度以降世界的不況、產業界萎靡沈滞其の他諸多の國際的竝に國內的因由に依り漸減し昭和六年度の一億一千六百萬圓を最低として最近漸増の一路を辿り昭和十年度には一億五千七百萬圓となつた。

次に累年歳入中其の主要部分を占むるは官業及官有財産收入にして、昭和十年度には六割を示し租税は一割四分に相當するものである。

歳出は明治三十八年度の二千萬圓より、大正八年度の七千二百萬圓、同十一年度の九千六百萬圓に各々増加し、同十二年度以降は八千萬圓臺に一時減退したけれども、昭和元年度には再び九千萬圓臺に復活し、爾後大體に於て一億圓臺を維持し昭和十年度には一億二千四百萬圓に達した。

更に之を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 總督府歳入出決算 (單位千圓)

年度	歳入			歳出		
	總額	租稅	其他指數	總額	租稅	其他
明治三八年	三,四二四	七,三八五	一三,九二九	四,一〇一	一〇〇	二九一
大正一	三,〇二六	一三,四九四	二四,七〇〇	三三,〇七三	二二七	三三四
同五	五,七六六	九,四三一	三二,五六二	三三,七三三	二二九	一六九
同十	一〇,〇〇六	二二,三三九	四三,九六五	四六,八三一	四四一	一九〇
昭和一	三三,七七八	二九,九二二	七〇,六四五	三九,三三三	五九	一六六
同五	二九,七六八	一九,〇四四	七四,九八六	三五,七八	一四七	五七八
同六	二五,九七三	一八,〇六五	七〇,二四八	二七,六五九	一五六	六〇六
同七	三〇,〇三三	一八,三六四	七二,七三五	二九,二〇四	四七三	一五三
同八	三〇,八二三	一〇,一五五	七三,〇〇〇	三五,六二七	一五四	一五四
同九	二四,六八八	一九,三四八	八五,一四六	三七,二四四	五七	一三七
同十	二五,五五九	二二,九三〇	九四,五二七	四〇,一〇二	六六	一四〇
同十一	三三,五五六	一九,三三三	九三,三三八	二二,九二五	五五	一四四

昭和十年度迄は決算、同十一年度は豫算である。

(ロ) 内地其の他との比較 (昭和十年度)

地域	歳入(圓)	歳出(圓)	人口一に付
臺灣	一,五六,四九三	三三,九四九	二九,四四五
朝鮮	三,〇〇,二九八	二八三,九五八	二二,九七七
樺太	四二,九〇四	二七,四六二	八五,二六
關東	三八,九〇七	三三,九九八	二一,四三
南洋群島	九,二七六	五,八三五	七三,〇五
内地	二,二五九,三二一	二,一〇六,四七八	三二,八六

關東局は同局統計書、内地は帝國統計年鑑、其の他は拓務統計に依る。内地は現計(昭和十一年七月三十一日)にして特別會計を含まない。

二 地方財政

大正九年地方制度の根本的改正と同時に地方自治の基礎を確立せんが爲め州、廳地方費、市及び街庄なる地方團體を新設したが昭和十年更に之を改訂し地方自治行政に一步を進めた。従つて臺灣の地方財政も亦前記地方制度の發生と共に成立し今日に及んだのである。臺灣の地方制度の概要を説明すれば州制は律令第一號、市制は律令第二號、街庄制は律令

第三號、廳地方費令は律令第四號を以て實施されてゐる。昭和十年末現在に於ける地方團體は五州三廳、九市四十街二百十五庄である。今地方財政の大正十年度と昭和十年度とを比較するに州費は歳入千六百八十二萬圓より二千九百三十四萬圓と七割、歳出千三百二十五萬圓より二千四百十三萬圓と八割を、廳地方費は歳入八百八十六萬圓より三百四十七萬圓と九割、歳出百三十六萬圓より二百七十九萬圓と二倍餘を、市費は歳入三百七萬圓より一千三百九十六萬圓と四倍半、歳出二百五十一萬圓より千五十二萬圓と四倍餘を、街庄費は歳入九百八十九萬圓より千六百五十三萬圓、歳出八百四十八萬圓より千三百七十六萬圓と各六割餘を増加した。

(イ) 州 費 (單位千圓)

年度	歳入			歳出		
	總額	經常部	臨時部	總額	經常部	臨時部
大正一〇年度	一六八五	一三二七	三五八	一三二七	九〇二	四二六
昭和一〇年度	一四八五	一六三四	三三一	一三〇三	九四七	二八〇
同	一八三一	一三六五	四六六	一〇九	一〇二六	四〇九
同	一八七九	一三五三	五二六	一〇二	一〇四五	四三〇
同	一九一四	一三二〇	五九四	一〇七	一〇五九	四三〇
同	二一五三	一四二四	七二九	一六六三	一〇九六	五六四
同	二二六六	一四九六	六六八	一七六六	一一五七	六三九
同	二九三六	一六五七	一二八〇	二四二八	一二八五	一一四三
同	三三九六	一五九六	一八〇〇	三三九六	一三五七	一八六八

昭和十年度迄は決算、同十一年度は豫算である。

(ロ) 廳地方費 (單位千圓)

年度	歳入			歳出		
	總額	經常部	臨時部	總額	經常部	臨時部
大正一〇年度	一八六一	一三二	一五〇	一三二	八八	五四〇
昭和一〇年度	一七三二	一三七	一三六	一三六	一〇六	二九二
同	二五七二	一八九	一五八	二〇三	一三七	七五
同	二四七一	一五六	一八九	一九四	一三一	五九
同	二五三三	一八三	一七〇	二〇三	一三二	六三〇
同	二九四四	一七五	一七九	二二九	一三四	九九九
同	三三九四	一八四	一七〇	二四八	一三九	一〇八一
同	三三〇七	一七〇	一五二	二七九	一四九	一三三
同	三三〇七	一七〇	一五二	二七九	一四九	一三三

同 昭和十年度迄は決算、同十一年度は豫算である。

(ハ) 市 費 (単位千圓)

年度	歳入			歳出		
	總額	市税	其他	總額	市税	其他
大正一〇	三〇六九	一、二五九	一、五六八	二、五三三	一、二二一	一、五二二
昭和	五、三〇七	一、六三四	七六五	五、四〇八	一、四〇四	五、四〇八
同	七、四九九	二、二九七	一、五二三	五、〇〇三	二、〇三三	五、〇〇三
同	八、五七	二、一八〇	一、六四六	五、五三三	一、九二二	五、五三三
同	九、五二九	二、一九三	一、六〇二	六、〇二二	一、九二二	六、〇二二
同	九、八三九	二、四三七	一、八九三	五、四八八	一、九二二	五、四八八
同	二、〇二八	二、七六六	一、八九一	六、三六〇	二、七六一	六、三六〇
同	三、九六一	三、〇一一	二、一〇五	八、八四六	二、二六	八、八四六
同	三、八六一	三、三三三	三、八五一	五、〇一八	三、九四	五、〇一八
昭和一〇	三、〇六九	一、二五九	一、五六八	二、五三三	一、二二一	一、五二二
昭和十年度迄は決算、同十一年度は豫算である。	三、〇六九	一、二五九	一、五六八	二、五三三	一、二二一	一、五二二

本島に於ける昭和十年度國稅收入決算額は二千二百八十四萬圓にして、前年度に比し三

三 國稅收入

年度	歳入			歳出		
	總額	街庄税	其他	總額	街庄税	其他
大正一〇	九、八八五	四、八三九	一、三三〇	四、八八九	一、三三七	三、七四
昭和	一〇、三〇〇	四、九六六	一、六九〇	四、八八	一、六六	三、四六
同	一〇、九七〇	六、〇六六	一、六二〇	五、五三	一、四八	三、九九
同	一〇、六三三	五、八九三	一、五六八	五、五五	一、四八	三、九七
同	一〇、七五	五、八〇〇	一、六九四	五、三九	一、五七	三、〇四
同	一〇、七四九	六、〇三二	一、六九〇	五、一三	一、四四	三、四三
同	一〇、三〇六	六、四八九	二、〇七〇	四、九七	一、五八	三、四三
同	一〇、六三三	七、三三三	二、四〇二	四、七	一、四四	三、四三
同	一〇、七四九	八、二〇一	二、七八五	五、〇八五	一、七三	三、二七
昭和一〇	九、八八五	四、八三九	一、三三〇	四、八八九	一、三三七	三、七四
昭和十年度迄は決算、同十一年度は豫算である。	九、八八五	四、八三九	一、三三〇	四、八八九	一、三三七	三、七四



百四十九萬圓の増加であり、大正元年度に比較すれば六割九分の激増である。  
 次に國稅收入の内譯を觀るに最も多きは地租の七百四十九萬圓にして總額の三割三分を占め、所得稅の三百八十七萬圓（一割七分）、酒精稅の三百七十萬圓（一割六分）、砂糖消費稅の三百三十二萬圓（一割五分）、關稅の二百五十四萬圓（一割一分）等は之に亞ぎ其の他は之を合算するも尙僅かに八分に過ぎない。  
 尙本島の國稅收入を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 國稅收入 (各年度決算額)

年度	收入額(圓)	指數	人口一人當 稅額
大正	一三,四九三,六四九	一〇〇	三九三
同	九,四〇〇,八六〇	七〇	二六三
同	二二,三八九,一七二	一七〇	五五〇
昭	二二,九二一,五二八	一七三	五二七
和	一九,〇〇〇,五六八	一四二	四〇七
同	一八,〇六四,九七九	一三四	三七六
同	一八,三六四,一三六	一三六	三七三
同	一〇,一五五,九六〇	一四九	三九八

(ロ) 内地其の他との比較 (單位千圓)

總額	内地	臺灣	朝鮮	樺太	關東局	南洋群島	内地
同	同	一〇九	一九,三四七,八五七	一四三	六,三三三	四,一九二	九,八〇八
同	同	一〇九	三,八三七,七四二	一六九	六,三三三	四,一三六	七,一〇三
銀行券發行稅	七五	三	一〇〇	二	一	一	一四,七三二
取引所營業稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
取引所稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
人頭稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
漁業稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
資本利子稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
營業收益稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
鹽業稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
所得稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
地租	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九
內地稅	六二七	一八四	一七九	二〇	一	一	一五,〇四九

酒税(酒精税)	三六九八	一九五九〇	一〇六六	六五五	二〇九二八
煙草税	—	—	—	一七九	—
砂糖消費税	三,三〇〇	三,〇七七	—	—	八四八二八
織物消費税	二	二四三	—	—	四〇,九三三
出港税	九	一〇九	—	—	—
其の他の税	九〇七	—	二五〇	—	四〇,五三
關稅	二,五四一	三,三六六	三五	—	六〇,〇三三
噸稅	六二	—	—	—	一五,二六五
總計	—	—	—	—	二七,九七

本表は昭和十年年度決算額にして關東局は同統計書、其の他は拓務統計に依る。

一六 專 賣

本島の專賣事業は現在阿片、食鹽、樟腦、煙草及酒類の五種類であつて、總督府歳入中の專賣收入は本島の有力なる財源として他に比儔なき重要性を有するものである。

是が制度の沿革を略述すれば阿片は其の歴史最も古く本島人多年の習癖に因り明治二十九年三月製薬所に、食鹽は清朝時代官營であつたが、領臺當初之を廢し民營に委せしも鹽田の荒廢、品質の低下、價格の變動甚しきに至り弊害矯正の爲め同三十二年五月鹽務所に、樟腦は其の事業と俱に領臺以前より既に古い歴史を有し樟樹濫伐防止、外人の所有せる商權回復等の目的を以て同三十二年八月樟腦局に於て各事業を開始したのである。然るに同三十四年六月に至り是を專賣局に統一し煙草は内地より一年遅れて同三十八年施行、酒類の專賣は世界に於ても其の例極めて稀にして、我が國に於ては本島のみ之を實施し專賣事業中最も新しく大正十一年七月の創始にかゝるものである。以上本島の專賣制度は其の後時勢の進展に伴ひ多少の改正増補があつて以て現在に及んだのである。

今、累年の賣渡價額を観るに大正元年度には一千七百萬圓であつたものが同六年度には二千萬圓臺を超え、更に同十一年度には三千五百萬圓に達し、同十二年度以後昭和五年度迄は四千萬圓から五千萬圓の間を上下し、昭和六年度には四千萬圓臺を割り三千九百五十萬圓となつたけれども昭和七年度には再び四千二百萬圓に達したのである。

尙昭和十年度を觀るに阿片を除く以外は增收を示してゐる。

(イ)

專賣收入 (單位圓)

年度	賣渡總價額	指數	阿片烟膏	%	食鹽	%
大正一	一七〇九六、九二一	100	六、〇七三、八三八	三五・二	七四七、九三三	四・四
昭和五	一九五九七、九三三	一一三	六、五九〇、一五三	三三・六	九五二、九三五	四・九
昭和六	二五、四四三、〇〇六	一四九	六、七七二、六二四	二六・六	一、七五三、六七七	六・九
昭和七	四三、三三七、〇五九	二五三	四、七六五、五七六	一〇・九	二、一七二、八七六	五・〇
昭和八	四三、〇二六、九七七	二四六	四、六六六、一四〇	一〇・一	二、三三四、二一一	五・六
昭和九	三九、五七〇、六六六	二三二	三、八九七、六七三	九・九	二、四九九、六三〇	六・三
昭和一〇	四三、〇七三、三七七	二四七	三、三四四、七二三	七・七	二、五三八、〇六四	六・〇
昭和一一	四三、二八八、八七四	二四七	二、七四〇、五六一	六・五	二、七七八、三八六	六・四
昭和一二	四〇、二八四、二五〇	二三六	二、三八四、一四九	五・九	二、七七二、四五三	六・九
昭和一三	四四、六三三、五二五	二六一	二、三〇七、九〇三	五・二	三、〇〇八、二二六	六・七

樟腦及樟腦油

年度	%	煙草	%	酒類	%
大正一	三三・九	四、五二三、八三四	二六・五	—	—
大正二	三四・四	五、三二六、二四九	二七・一	—	—
大正三	二〇・七	一、六五八、九九九	四・八	—	—

昭和	和	賣渡總價額	指數	阿片烟膏	%	食鹽	%
一	八、二二八、二六三	一九・一	一四、〇〇四、五三六	三二・五	一四、〇一五、四九九	三二・五	
二	五、九八一、五七四	一四・二	一五、七一一、三二〇	三七・四	一三、七三三、八三一	三三・七	
三	六、一五三、二二七	一五・五	一四、四六五、九六三	三三・六	一二、五八二、二九三	三二・八	
四	八、一一三、三三九	一九・二	一四、七八八、七九八	三五・〇	一三、五二三、四五七	三三・一	
五	六、七〇四、四七一	一五・九	一五、二四七、二九九	三六・〇	一四、八七八、一五六	三五・二	
六	—	—	一六、五五二、〇七〇	四一・一	一八、五七六、五七九	四六・一	
七	—	—	一八、四二八、一〇四	四二・三	二〇、九〇九、二九二	四六・八	

樟腦及樟腦油には副産物を含む。

## 一七 金融及商業

## 一 幣 制

領臺當時本島の幣制は大體に於て清國に於けるが如き混沌状態に在りて確乎たる貨幣制度なるものが未だ存在しなかつたのである。従つて日常の諸取引に使用せらるゝ通貨の如きも主として銀貨にして其の種類實に百數十種の錯雜を極め、計算單位は全島を通じて一律に「元」と稱せられてゐたが、其の實價に至つては各地不同なるを常としたのである。

於茲政府は是等紊亂せる幣制の整理を策し明治三十年臺灣銀行法を制定し同法第八條に依り同行は金額五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の特權を付與され、更に同三十二年法律三十四號を以て銀行券を發行し得る事に改められた。

是より曩、明治三十年内地に於て金本位制の採用せらるゝや本島も是に追隨するの必要があつたけれども、當時島民の多年銀貨流通に馴れたると愛銀觀念の熾烈なる事及び對岸支那との貿易關係に鑑み暫く内地同様の金本位貨幣法を施行せず過渡的便法として銀本位制を採用した。

其の後時勢の進展と經濟界統制との爲め明治三十七年律令第八號を以て臺灣銀行は更に金兌換券の發行も認められ一時金券及び銀券が同時に流通した。然るに同四十年に至り對岸より銀貨の輸入激増し再び幣制を紊すの虞を生じたため、翌四十一年是に對する方策として從來發行せる銀券使用を禁じ、其の交換期限を四十二年末日限りと爲し是を整理處分

し明治四十四年には内地同様貨幣法を施行して金本位制に統一され多年の懸案茲に漸く解決せられて以て今日に及んだのである。

### 二 銀行

本島は領臺當時銀行と稱すべきものは未だ存在しなかつたけれども、政府の金融政策に對する努力と一般産業の發展並に各種商業の殷盛と相俟つて現下の盛況を呈するに至つた。昭和十年末現在本島に本店を有する銀行數五にして支店及出張所數(日本勸業、三和兩銀行を含む)は島内六十九、内地四、外國十六、資本金二千八百三十萬圓(拂込金二千六十八萬圓、積立金五百二萬圓、純益金四百九十四萬圓、預金二億二千三百九十一萬圓、貸出金三億八千二十二萬圓である。

(イ) 銀行總表 (單位千圓)

總數	支店及出張所	資本金	積立金	純益金	年末現在	
					預金	貸出金
臺灣銀行	八	二六,三〇〇	五,〇〇〇	四,九七七	三三,九〇八	三〇,〇三〇
華南銀行	三	一五,〇〇〇	五,〇〇〇	一,七三六	三〇,七四五	三三,八六一
臺灣商工銀行	三〇	一,〇〇〇	一三九	一七九	一〇,九〇一	一〇,九〇一
彰化銀行	一五	四,八〇〇	七七八	三三五	二四,九〇三	二六,〇八八
臺灣貯蓄銀行	三	一,〇〇〇	七八	四七	一〇,七九四	二,三五
三和銀行支店	三	—	—	—	二,九五四	一,二六九
日本勸業銀行支店	三	—	—	—	三,六四三	八四,七七九

(ロ) 朝鮮其の他との比較 (單位千圓)

本店、支店及出張所數	臺灣	朝鮮	樺太	關東州及鐵道附屬地
資本金	二八,三〇〇	九,九一七	二,〇〇〇	八三
拂込資本金	二〇,六八〇	六,五九一	一,四七五	—
積立金	五,〇〇〇	二,四六九	二〇五	—
預出金	三三,九〇八	四一,一六六	三,五〇八	三五,四七九
貸出金	三八,〇三〇	六八,二七六	二六,九六八	二八,七四九
純益金	四,九七七	六八五	—	八五三

本表は昭和十年末現在にして、關東州及鐵道附屬地は關東局統計書其の他は拓務統計に依る。

### 三 其の他の金融機關

調査組合数	組合員数	出資額	準備金及 諸積立金	貯金	貸付金
四七七	三三三〇七	二七九六	二九元	七、九、五	七、三、四七
産業組合	営業所数	出資金	給付契約高	掛金契約高	
無盡業	三	三六八	三〇、〇〇	三、七〇六	
公設質舗	舗数	件数	金額	件数	金額
	二六	二、四、六五	二、九、四	二、三、六、六四	二、五、八七
手形交換所	所数	交換枚数	交換高(圓)		
	五	六、三、四、二六	三、七、二、四、三、七、四七		

昭和十年末現在(金額千圓)

昭和十年度(金額千圓)

物價指數は貨幣價値の変動を測定するものとして作成せられたものであるが、現今に於

四物價

ては社會政策及物價對策等の重要な資料として各方面に利用せられることになつた。本邦に於ける物價指數中主なるものは商工省の調査に係るものと日本銀行調査に依るものである。然し現今最も廣汎且つ普遍的に採用されてゐるものは日本銀行調査の明治三十三年を最古とし、次に大正三年歐洲大戰前物價を、更に最近に於ては昭和五年一月金解禁の前年平均を基準とせるもの、三種がある。

今本島に於ける物價指數の趨勢を觀るに、昭和四年平均基準を百とし本島の代表的都市である臺北に於ける主要生活必需品の卸賣及び小賣物價指數を示せば次の如くである。

(イ) 卸賣物價指數

昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
一〇	九	八	七	六	五	四
長梗 玄米	一〇〇・〇	九七・七	九五・五	九三・三	九一・一	八八・九
蓬菜 玄米	一〇〇・〇	八五・五	八三・三	八一・一	七八・八	七六・六
醬油	一〇〇・〇	九四・七	九二・五	九〇・三	八八・一	八五・九
味噌	一〇〇・〇	九一・三	八九・一	八六・九	八四・七	八二・五
白糖	一〇〇・〇	八七・七	八五・五	八三・三	八一・一	七八・八
木炭	一〇〇・〇	八七・四	八五・二	八三・〇	八〇・八	七八・六
薪	一〇〇・〇	九八・三	九六・一	九三・九	九一・七	八九・五
石炭	一〇〇・〇	八七・六	八五・四	八三・二	八一・〇	七八・八

同 一 一 三三三 一九六 八五八 九三一 九六五 六一四 六九六 一〇七九

(ロ) 小賣物價指數

昭和四年	一〇〇〇	蓬萊白米
同五年	八八〇	内地白米
同六年	八八〇	豚肉
同七年	八七〇	醤油
同八年	八七〇	味噌
同九年	八七〇	白糖
同十年	八七〇	木炭
同	八七〇	薪

五會社

本島に於ける會社は昭和十年末現在に於て、社數千八百六十六、拂込資本金(出資額を含む)三億三千百萬圓にして内、株式會社は四百六十二(四割三分)、拂込資本金三億二百萬圓(九割一分)、合資會社は五百三十一(五割)、出資額千六百萬圓(五分)、合名會社は九十三(九分)、

出資額一千三百萬圓(四分)である。次に營業別社數を觀れば各種會社を通じ商業最も多數を占め株式會社は百九十六で其の總數の四割二分に當り、合資會社は二百九十三(五割五分)、合名會社は四十三(四割六分)である。

更に拂込資本金又は拂込出資額を觀るに最も多きは株式會社に在りては工業の一億九千三百二十萬圓で其の總數の六割四分を占め、合資會社では商業の五百九十二萬圓(三割六分)、合名會社では農林業の九百二十九萬圓(七割二分)である。

尙本島の會社を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 會社總表 (單位千圓)

總數	株式會社	合資會社	合名會社
會社數	一〇八六	五三一	九三
資本金	四八〇四九三	一六四九	三三八八
拂込資本金	三〇〇七二	一六四九	三三八八
農林業	七九	三三	一〇
會社數	二七、八五	二、六七	九、二八
資本金	一九七、二九	七、七六〇	九、二八
拂込資本金	一九七、二九	七、七六〇	九、二八

業種	會社數		資本金		總數
	株式會社	株式會社以外	株式會社	株式會社以外	
水産業	15	1	5,126	4,950	10
商業	532	196	13,094	1,513	728
工業	288	133	6,900	5,921	421
鑛業	25	1	2,241	2,241	26
運輸業	147	75	1,175	1,175	222
總數	1,137	506	32,360	26,780	1,643

本表資本金とあるも株式會社以外は出資額である。

(口) 營業別内地其の他との比較 (單位千圓)

業種	會社數		資本金		總數
	株式會社	株式會社以外	株式會社	株式會社以外	
水産業	15	1	5,126	4,950	10
商業	532	196	13,094	1,513	728
工業	288	133	6,900	5,921	421
鑛業	25	1	2,241	2,241	26
運輸業	147	75	1,175	1,175	222
總數	1,137	506	32,360	26,780	1,643



銀行及 金融業	運輸業	その他	株式會社		合資會社		株式會社	
			資本	金額	資本	金額	資本	金額
73	131	133	45,754	29,250	27,181	7,930	7,234	3
17,501	1,128	1,050	1,750	1,050	1,750	1,050	1,050	1
94,050	5,769	15,400	1,750	1,050	1,750	1,050	1,050	1
2,493,000	371	270,842	2,493,000	371	270,842	2,493,000	371	3
270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842

本表は拓務統計に依る昭和十年末現在である。  
本表には合資及合名兩會社の事實を含む。

(ハ) 種類別内地其他との比較 (單位千圓)

總數	臺灣	朝鮮	樺太	南洋群島	内地
330,771	1,066	2,367	368	70	4,146
480,493	9,036	8,927	30,606	33,310	166,617
588,776	588,776	588,776	588,776	588,776	588,776

株式會社	合資會社	合會社	株式會社		合資會社		合會社	
			資本	金額	資本	金額	資本	金額
45,754	29,250	27,181	7,930	7,234	3	19,896,004	14,203,778	4,438,388
17,501	1,128	1,050	1,750	1,050	1,050	1,501,261	1,501,261	1,501,261
94,050	5,769	15,400	1,750	1,050	1,050	1,501,261	1,501,261	1,501,261
2,493,000	371	270,842	2,493,000	371	270,842	2,493,000	371	270,842
270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842	270,842

本表は拓務統計に依る昭和十年末現在にして朝鮮の株式會社には株式合資會社を、内地の株式會社には株式合資會社及相互會社を含む。

## 一八 學 事

## 一 教育概覽

明治二十八年六月臺灣總督府の開應せられてより、銳意教育に意を注ぎ、本島人の教育に對しては多大なる研究と國費とを投與し諸種の施設をなして來たのであるが、大正八年一月勅令を以て臺灣教育令が公布せられ本島人教育の基礎始めて整備したのである。然れども之は内地の學制とは全く別系統にして、主として本島に於ける當時の特殊事情に鑑みて制定せられたものである爲め、時勢の進運に伴ひ之が改善の必要を生じ、同十一年二月公布の臺灣教育令に依り初等教育を除くの外は悉く内臺人共學の制を採るに至つた。

昭和十年度に於ては初等教育機關である小、公學校の七百五十八校（外に分教場小學校一、公學校百五十八）、兒童四十萬七千人、高等普通教育機關である高等學校、中學校及高等女學校の二十四校、生徒一萬二千二百人、師範學校の四校、生徒千四百人、實業教育機關である農林、農業、工業、商業學校並に實業補習學校の四十六校、生徒五千六百人、專門教育機關である醫學專門學校、帝國大學附屬農林專門部、高等商業學校、高等工業學校の四校、生徒九百七十六人、帝國大學一校、學生百十四人、私立各種學校二十一校、生徒四千二百人、書房八十九、生徒三千二百人である。

次に初等教育機關を内地其他と比較するに、教員一に對する小學校兒童數は南洋群島の五十九人最も多く、關東州及鐵道附屬地の三十六人最も少く、本島は四十二人を以て第

三位を占めてゐる。又臺灣の公學校を本地人初等教育機關である朝鮮の普通學校及南洋群島の公學校の教員一に付兒童の割合と比較すれば、朝鮮の六十四人最も多く、本島は五十八人を以て之に亞ぎ、南洋群島は三十六人で最も少い。尙本島の中等教育機關以上を内地其他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 教育機關 (昭和十年度)

學校	教員	學生、生徒 又は兒童	教員一人に付學 生、生徒(兒童)
帝國大學	33	114	1.4
醫學專門學校	37	203	1.9
帝國大學附屬 農林專門部	33	131	6.0
高等商業學校	26	33	8.9
高等工業學校	24	202	6.1
高等學校	27	577	14.8

師範學校	4	100	25.0
中學校	10	231	23.1
高等女學校	3	18	6.0
農林學校	2	43	21.5
農業學校	1	26	26.0
工業學校	1	75	75.0
商業學校	2	190	95.0
實業補習學校	40	238	5.95
小學校	15	436	29.1
公學校	28	365	13.0
盲啞學校	2	22	11.0
私立學校	3	156	52.0

幼稚園

男 29  
女 24

316

246

學校(△は分教場)は年度末現在、教員・學生・生徒(兒童)は三月一日現在、教員中×は兼務者にして本表比例には之を除外した。

(ロ) 内地其他との比較 (昭和十年度)

初等教育

小學校  
臺灣  
朝鮮  
臺  
樺  
關東州及鐵道附屬地  
南洋群島  
内地  
公學校

學校	教員	兒童	均兒童	一校平均兒童	教員一人に付兒童
臺灣	1,005	43,376	31.6	43.2	
朝鮮	91	8,439.6	17.9	36.7	
臺	240	5,181.3	21.6	41.5	
樺	5	6,504	75.4	35.8	
關東州及鐵道附屬地	1,298	49,055	26.8	59.2	
南洋群島	7	490.5	70.1	44.5	
内地	2,571	11,320.7	43.8	44.5	
公學校	2,594	11,320.7	43.8	44.5	

中學校  
臺灣  
朝鮮  
臺  
樺  
關東州及鐵道附屬地  
内地  
女學校  
朝鮮

學校	教員	生徒
臺灣	63	6,294
朝鮮	233	11,351
臺	143	7,075.7
樺	2	6,267
關東州及鐵道附屬地	29	2,954
南洋群島	2	131
内地	555	5,763
女學校	23	2,130 (高等普通學校を含む)
朝鮮	7	1,999
臺灣	3	6,466 (中學堂及高等公學校を含む)
臺	10	3,092 (昭和九年度)
樺	1	591
關東州及鐵道附屬地	1	1,653 (女子高等普通學校を含む)
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	
樺	3	
關東州及鐵道附屬地	3	
南洋群島	3	
内地	3	
女學校	3	
朝鮮	3	
臺灣	3	
臺	3	

樟	關東州及鐵道附屬地	太	一四	二五	一六三
內	實業學校	地	九七〇	一五、五二	六、四五五
臺	朝鮮	地	六	一九〇	三八、九三
朝	關東州及鐵道附屬地	地	六	八五	(昭和九年度)
南洋	關東州及鐵道附屬地	地	九	一六	一七、四九
內	師範學校	地	一〇九	二六、九三	三五、八六
臺	朝鮮	地	四	八	三九
朝	實業補習學校	地	四	一〇〇	三四、九一四
內	朝鮮	地	四	二五	(昭和九年度、乙種實業學校を含む)
臺	朝鮮	地	四	二五	二、四三四
朝	朝鮮	地	四	二五	一、三九
南洋	朝鮮	地	四	二五	三、八七
關東州及鐵道附屬地	朝鮮	地	四	二五	(昭和八年度、帝國統計年鑑に依る)
南洋	朝鮮	地	四	二五	二、三三八
南洋	朝鮮	地	四	二五	四、五七
南洋	朝鮮	地	四	二五	八三
南洋	朝鮮	地	四	二五	二六
南洋	朝鮮	地	四	二五	八三
南洋	朝鮮	地	四	二五	八三

内地 一三〇二 一七、六九 一〇、一〇八五 (昭和九年度)  
 關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、其の他は拓務統計に依り、兼務教員は之を除  
 外した。

高等教育

專門學校	朝鮮	地	四	一九	九六
臺	朝鮮	地	一五	三六	四、五〇一
朝	關東州及鐵道附屬地	地	一	三七	二七四
內	關東州及鐵道附屬地	地	一	三七	六、三四一
高等學校	朝鮮	地	一七	五、四三	(昭和八年度)
臺	朝鮮	地	一	三元	五七
朝	朝鮮	地	一	三元	三〇九
大	朝鮮	地	三	一、四三	(大學豫科)
朝	朝鮮	地	一	八二	二〇、二五
朝	朝鮮	地	一	八二	(昭和八年度)
朝	朝鮮	地	一	八二	六、七五

關東州及鐵道附屬地

内地 一七九 二〇六八  
二 六二八五 七〇八五 (昭和八年度)

内地は帝國統計年鑑、朝鮮は拓務統計、關東州及鐵道附屬地は關東局統計書に依り、兼務教員は之を除外した。

二 社會教育

國民資質の向上、國民精神の涵養、個人情操の陶冶並に科學的智能の啓發等は何れも學校教育及び社會教育に負ふ處が多い。而して學校教育の淵源と歴史は極めて古く所謂社會教育の沿革は比較的新しいものである。而かも前者には一定期間の修業年限があるが、後者には原則として一定の年限はない。本島に於ける社會教育は内地と略其の施設及び目的を同じくするが、從來主として國語の普及發達に努力せる點に於て多少其の趣を異にするものである。今本島に於ける社會教育の一斑を示せば次の如くである。

昭和十一年五月末現在

國語講習所	所數	生徒	修了者	經費(圓)
簡易國語講習所	二二七	三二七九	七九八八	一〇六五、五四九
青年輔導教育施設	一七五	七三四五	六四四二	一三、一八六
	五五	二二九九	一一〇六	八一、七五〇

青年團

青年團	總數	男子	女子
經費(圓)	九六	三九	三九
	三、三三〇	二五、九〇九	一〇、四一一
	二九、三三八	九四、五七三	二四、七七六

部落教化施設

部落教化施設	教化團體	教化委員	部落集合所
團體數	二、六〇五	一	一、五八〇
會費(圓)	五、六七二	七、九七	
經費(圓)	二六、〇五〇		

少年團

少年團	團數	團員	經費(圓)
	二〇	五、七三	二四、四四〇

青年訓練所

青年訓練所	所數	生徒	經費(圓)
	三	二、二三	八、三三四

昭和十年度

圖書館	數	藏書冊數	貸付冊數	閱覽人員
	三	三、四七、一一	二、三三、四〇四	一、七四六、三九六

博物館

館數

陳列點數

昭和十年度

觀覽人員

二八〇六

一、四〇五、三七一

社會教育獎勵團體

- 社團法人臺灣教育會
- 恩賜財團臺灣教化事業獎勵會
- 恩賜財團臺灣濟美會
- 財團法人伊澤財團
- 財團法人臺灣體育協會
- 臺灣教化團體聯合會
- (臺北州教化聯合會、新竹州同光會、臺中州教化聯盟、臺南州共榮會、高雄州教化聯合會等)

三 國語を解する本島人

本島人にして國語を解するもの數は、明治三十八年の一萬一千二百七十人より、大正四年の五萬四千三百三十七人、大正九年の九萬九千六十五人に各増加し、昭和五年に於ては實に三十六萬五千四百二十七人に増加したけれども、尙本島人千に對し僅かに八十四人七分を算するに過ぎない。

年	總數	男	女	指數	平均	
					男	女
明治三十八年	一一,二七〇	一〇,八〇一	四,六九	一〇〇	三八	〇三
大正四年	五〇,三三七	五〇,一四三	四,一九四	四八二	二六三	二九一
同 九	九〇,〇三五	八七,八九七	二,二六八	八七九	二八六	四九三
昭和五	三六五,四二七	二九四,六七七	七〇,七五〇	三,二四二	八四七	一,三四四

本表は大正四年迄は戶口調査、同九年以後は國勢調査の結果にして何れも十月一日現在である。

男女別本島人千に付

一九 衛生

一 醫療機關

本島には醫療機關として昭和十年末現在に於ては官立十五、公立十八、私立二百二、計二百三十五の醫院、一千六百七十四名の醫師(他に齒科醫師三百三十六名)、二百三十三名の醫生(明治三十四年府令第四十七號臺灣醫生免許規則に依り免許を得て其の管轄内に於て醫師を業と爲す者)、百五十八名の藥劑師、千六百六十一名の産婆を有し、尙製藥者が二十一、藥種商が二千五百十四名ある。

次に醫師及醫生一人に付人口を觀るに全島平均は二千七百八十七人に當り、其の割合の最も多きは澎湖廳の三千七百五十六人にして、最も少きは臺北州の二千四百四十四人である。尙本島の醫療機關を内地其他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 地方別醫療機關

總  
臺北  
州  
數

官立	公立	私立	總數	醫師	醫生	產婆	藥劑師	醫師及醫生一人に付人口
	六	四						
公立	公立	私立	總數	醫師	醫生	產婆	藥劑師	醫師及醫生一人に付人口
	一六八	二〇三						





花蓮港廳  
澎湖廳

一九

一七〇

一〇一

一五九六

二七五

五八九  
八三

### 三 地方病及傳染病

本島は一般に酷熱多雨にして不健康地の如く解せられるも、近年衛生諸施設の完備と衛生思想の普及向上と兩々相俟ち最近著しく面目を一新し、明治時代及び大正初年間に暴威を逞うしたベストの如きも大正七年以來全く其の跡を絶ちて發生を見ない様に至つた。

次に本島の代表的地方病マラリアは領臺以來十數年間其の流行猖獗を極め死亡者多數に上つたが、大正二年本病防遏の根本的對策を樹立し、マラリア防遏規則を制定し、本病の濃厚地に對し防遏地域を指定し、原蟲保有者には強制服藥を命じ、他面地物の整理を講じ、銳意防遏に意を注いだ結果、大正五年頃は一萬餘人、即ち人口萬に付三十人臺の多數死亡者を算したものが、同年以後は漸減し昭和十年に於ては死亡者三千七百八十二人、人口萬に付七人に激減した。

更に法定傳染病に就きて觀るに死亡者の最も多きは腸チフスにして改隸以來遞増の傾向を示し、今尙増加の趨勢を辿りつゝあるのである。本病の豫防に對しては其の計畫を一新し先づ檢疫機關の擴張と共に豫防施設の充實を圖り、一面民衆の本病に對する關心と理解との啓發に努め其の殲滅を期してゐる。

尙本島に於ける傳染病患者及死亡者の累年比較と昭和十年に於ける病類別傳染病患者及

死亡者を内地其の他と比較すれば別記の如くである。

### (イ) 腸チフス及マラリア死亡者

明治三九年  
大正一〇年  
昭和五年  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

死亡者	指數		人口萬に付死亡	
	腸チフス	マラリア	腸チフス	マラリア
六六	一〇五	一〇〇	〇・二二	三・四二
一八四	六九〇	二九	〇・五五	二・〇六
二七九	一、三四六	四三	〇・七九	三・三三
一八四	七〇七〇	二七	〇・四九	一・八八
一五〇	五、七五八	三七	〇・三六	一・三八
三三三	二、八四四	四九	〇・七〇	六・一九
二四三	二、九八一	三八	〇・五三	六・三四
二〇六	三、三三五	三三	〇・四四	六・八九
二四八	三、〇一一	三七	〇・五〇	六・〇八
二六四	三、一〇七	四〇	〇・五〇	六・〇〇
三〇三	三、七八二	四九	〇・五七	七・一一

パラチフス	陽チフス	痘瘡	赤痢	總數	臺灣	朝鮮	樺太	南洋群島	内地
死患者率	死患者率	死患者率	死患者率	死患者率	二一五	六九	七七	九七	七六
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	七	四九	二	三	三四〇
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	二〇二	一六〇	一七五	一五四	四四八二
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	三三九	一〇〇一	五四	二	一八二
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	一六九	七四九六	三三	一三	四二五九五
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	三三	三三四	一	一	一一三
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	一八一	二〇三	二五五	九二	三四四
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	二五九	七四九	四七	三三	四二九五二
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	〇六	〇八	三二	〇八	一四七九〇
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	三三三	三三三	三三	二〇	三三〇
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	一七六三	一四一五	一四〇	九	二九二五
患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	患患者率	三三三	三三三	三三	二〇	三三〇

昭和一〇年

患者には前年よりの越患者を含む。

(ハ) 内地其他との比較 (昭和十年)

(ロ) 傳染病患者及死亡者累年比較

昭和一〇年	昭和三九年	昭和三八年	昭和三七年	昭和三六年	昭和三五年	昭和三四年	昭和三三年	昭和三二年	昭和三一年
患者	一五五三	一九五五	二二五三	二二六一	二六四七	一九六四	二二〇〇	二二七六	三〇九
人口萬に付	三七	四五	五三	五〇	五七	四二	四五	四三	六〇
死亡者	三〇七	三六七	四〇四	四〇八	四四二	四〇〇	三九二	四〇七	六八
人口萬に付	〇七	〇八	〇九	〇九	〇九	〇八	〇八	〇八	一三
患者百に付	一九八	一八八	二〇七	二〇七	二〇七	二〇四	二〇四	二〇四	二二







## 二 鐵 道

### 一 官設鐵道

領臺前本島に於ける鐵道は基隆新竹間九十九軒餘（清國時代臺灣巡撫劉銘傳の獻策に基き敷設）あつたけれども施設不完全、線路の傾斜屈曲甚しく殆ど使用に堪へざる状態なれば領臺の初め是を修理して一時軍用に供したのであるが、運輸機關としての機能を充分發揮することは出来ないで、明治三十一年縱貫鐵道建設の議定より第十三回帝國議會の協賛を経て豫算約三千萬圓で十年繼續事業として計畫を樹て南北兩端より工事に著手し、同四十一年四月全線の開通を見るに至つたのである。

其の後本島の産業は逐年異常の進歩發達を遂げ、殊に歐洲大戰以來此の傾向は一層顯著となり従來の輸送力に不足を生ずるに至り、大正八年經費千餘萬圓を以て竹南、大肚間の海岸線建設に著手し同十一年開通後は更に貨客輸送上の便宜を圖る爲め同線を彰化迄延長し現在に至つたのである。

前記縱貫線の外、淡水線は明治三十四年、潮州線は同四十年、臺東線は大正六年、宜蘭線は同九年に各一部或は全部の開通を見、其の後若干の延長を爲し更に平溪線、集集線の如く會社經營を買収して今日の盛況を呈するに至つたのである。

今昭和十年度に於ける本島の官設鐵道を觀るに營業線路延長千二軒、乘客二千七十二萬人、運輸收入二千四百三十九萬圓にして、營業線路延長を内地其の他と比較すれば面積千





め敷設した専用線を漸次一般公衆の用に供する営業線となしたものに於て、社用品の運搬を主なる目的とし、傍ら一般運輸営業を兼營せるものである。但し臺北鐵道及臺中輕鐵兩會社線は専ら營業を目的として敷設經營せられるものである。

今昭和十年末現在に於ける線路延長を觀るに營業線は五百五十、専用線は千八百六十六、於ける營業狀態は旅客三百八十四萬人、貨物五百二十一萬噸、收入二百五十四萬圓にして前年に比較して旅客六十五萬人、貨物百四十五萬噸、收入十七萬圓を各増加した。

尙本島に於ける私設鐵道を内地其他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 私設鐵道 (昭和十年)

總數	營業線 路延長(杆)	旅客(人)	貨物(噸)	收入(圓)
臺北鐵道株式會社	5000	387,833	510,767	2,800,608
帝國製糖株式會社	107	59,640	87,344	701,133
臺中輕鐵株式會社	3000	448,848	361,360	2,569,927
大日本製糖株式會社	131	43,556	44,554	69,578
鹽水港製糖株式會社	2001	187,504	236,119	770,783
	507	340,866	925,004	3,015,791

明治製糖株式會社  
新興製糖株式會社  
臺灣製糖株式會社

九五一	三,四九八,六六七	八一九,七四五	五九八,六〇三
一八五	一一,九三九	七四,六八七	四六,三九一
六八	五二,八三三	六五,八七五	四二,六〇五

(ロ) 内地其他との比較 (昭和十年)

營業線(杆)	旅客(千人)	貨物(千噸)	手小荷物(千疋)	總額	旅客	貨物	手小荷物	總額
臺灣	505	386	520	1,411	387	511	513	1,411
朝鮮	1,092	673	2,008	3,773	673	2,008	2,681	3,773
樺太	238	366	539	1,143	366	539	1,143	1,143
内地	704	185	522	1,411	185	522	1,411	1,411

本表は拓務統計に依る。

二二 郵便、電信及電話

本島の遞信事業は軍政時代には總督府陸軍局に屬したものが、明治二十九年四月より總督府民政局通信部の分掌となり、同三十四年十一月通信局の主管となり、大正八年に遞信局と改稱され、同十三年十二月獨立の官制に依り交通局内の遞信部となつて今日に至つた。

本島に於ける郵便、電信、電話の現況を觀るに、昭和十年度に於て通常郵便は引受八千九百五十一萬、配達一億六千萬、電信は發信百九十萬、著信百九十九萬、爲替は振出三千二百四十七萬圓、拂渡二千萬圓、貯金は預入二千三百五十九萬圓、拂戻二千三百三十萬圓、現在二千三百六十八萬圓、振替貯金は口座受入及拂出各一億二千三百餘萬圓、現在九十萬圓である。又同年度末現在に於ける電話は加入者數一萬六千三百七十一、年度中加入者發信通話度數は一億七百六十萬である。

今之を内地其他と比較するに、人口十に對する通常郵便引受、電報發信、爲替振出及貯金預入の割合は大體に於て樺太最多を示して朝鮮及び臺灣は少い。

(イ) 郵便、電信、爲替、貯金及電話 (昭和十年度)

通常郵便  
引受  
人口十に對する引受

八九五〇五、三四〇  
一〇〇、六〇一、二九五  
一六八、四

電信	爲替	貯蓄	振替貯金	電話
發信	振出	預入	入口	加入者數
著信	拂入	現入	現入	人口千に付加入者數
人口十に對する發信	人口十に對する振出	人口十に對する預入	人口十に對する入口	付加入者數
1,903,330	3,246,757	3,594,777	1,330,894	107,600,880
1,993,653	3,001,948	2,301,396	2,303,416	31
36	611	3,682,297	904,596	6,573
		444	1,542	
			1,637	

(ロ) 内地其他との比較 (昭和十年度)

臺灣	朝鮮	樺太	關東州及鐵道附屬地	南洋群島	内地
1,644	1,916	7,455	11,325	1,810	6,838
36	37	281	255	247	93
612	599	491	330	753	1,433
444	598	337	291	246	276
1,637	39,763	5,535	31,321	453	870,479

關東州及鐵道附屬地は關東局統計書、其の他は拓務統計に依る。

二三 職員及俸給

昭和十一年末現在に於ける國庫及地方費支辨に係る本島の職員總數は四萬三千七百五十八人、是に對する俸給年額は三千六百八十五萬圓にして其の内譯を觀るに勅任官五十六人・三十七萬圓、奏任官八百七十五人・二百九十四萬圓、判任官一萬一千七百六十人・千三百五十六萬圓、吏員三千十人・一百七十七萬圓、囑託千六百三十八人・九十四萬圓、雇二萬五千二百四十二人・一千六百八十一萬圓、傭千百七十七人・四十七萬圓である。

尙昭和十年末現在に於ける國庫支辨に係る職員及俸給年額を朝鮮其の他と比較すれば別記の如くである。

(イ) 官職別人員及俸給 (昭和十一年末現在)

國庫	人員	俸給年額
總勅任	五十六	三,七〇,一九〇
奏任	八七一	二,九三〇,三八四
判任	五,四八四	七,五一九,二二六
囑託	六二一	五,五八〇,三三六
雇	一九,五八九	一三,四〇六,〇一一
傭	九四六	三,九〇六,六六六
<b>總數</b>	<b>二七,五七七</b>	<b>二五,一七四,六四三</b>

地方費  
 總 奏 判 吏 囑 雇 備

數 任 員 託

12,101	11,633,910
4	9,630
6,276	6,039,627
3,010	1,766,636
1,017	3,789,336
5,653	3,404,645
131	74,436

本表の勅任待遇は奏任に、奏任待遇は判任に、判任待遇は雇に夫々算入した。尙備は事務備のみにして無手当又は無給の者は之を除外した。

(ロ) 朝鮮其の他の比較 (昭和十年末現在)

總 數	臺 灣	朝 鮮	關 東 局	樺 太 廳	南 洋 廳
人員	2,686	5,965	2,319	3,403	877
俸給	24,530,171	45,194,074	10,699,664	3,684,776	12,691,977
人員	53	93	13	1	1
俸給	3,487,655	5,717,191	813,355	8,035	9,348
人員	850	1,379	180	127	33
俸給	2,874,441	4,000,970	5,972,991	3,988,880	1,480,931

判 任	囑 託	雇	備	
人員	5,433	13,334	1,885	
俸給	7,441,054	15,438,338	2,811,381	1,107
人員	621	813	183	116
俸給	533,424	7,937,777	3,038,818	5,264,441
人員	1,881	4,456	6,347	11,061
俸給	12,914,895	24,389,430	5,133,286	1,662,634
人員	1,048	3,711	3,711	4,50,597
俸給	4,760,000	17,825,455	1,782,545	—

本表は國庫支給の者(本官は加俸を含む)のみを掲げ帝國統計年鑑に依る。俸給は年額にして單位圓、朝鮮及樺太廳は同統計書に依り判任待遇は雇に算入した。南洋廳は昭和九年末の事實である。

二四 最近十箇年間の趨勢概覽

指數(昭和元年  
を百とする)

昭和十年

昭和元年

人

總

内地

本島

耕

總

畑田

地島國

數

人

人

地

數

口(内地人には朝鮮人を、本島人には高砂族を含む)

四三二、七九九

一九五、七六九

四〇、四八五

三五、五〇五

八一四、五四五

三九三、九四三

四二〇、六〇二

二五四、〇四九

三七八、一五二

二二、六三七

一六、七六三

一七、二六六

一八五、八〇三

五三三、五六四

二七一、四〇二

四九九、〇三二

五四、一〇九

八五六、七五五

四九三、五三五

三六三、二四〇

三一九、九七一

四一、〇五〇

二七、三二一

三三、八三八

一九、四二四

二六九、四九三

二五

二九

三四

三五

一〇五

一三五

八六

二六

〇九

一〇一

一三六

一四三

一四五

農畜林鑛水工

產產產產產產

一八五、八〇三  
一七、二六六  
一六、七六三  
二二、六三七  
三七八、一五二  
三九三、九四三  
四二〇、六〇二  
二五四、〇四九

二六九、四九三  
一九、四二四  
三三、八三八  
二七、三二一  
四一、〇五〇  
三一九、九七一  
三六三、二四〇  
四九三、五三五  
八五六、七五五

一四五  
一四三  
一三六  
一〇一  
〇九  
二六  
八六  
二六  
一〇五  
一三五

糖 甘蔗收穫面積 業  
製糖 高積  
實 總額 (單位千円)  
財 內 外 國 貿易  
總督府 歲 歲  
專 阿片賣渡價額 賣出  
食鹽賣渡價額 賣出  
樟腦及樟腦油 賣出  
煙草賣渡價額 賣出  
酒類賣渡價額 賣出  
教 小學校兒童 育

一二四、二七五甲	一〇七、二七甲 (昭和十年期)	一四一
八三三、二〇千斤	一五〇、二七九千斤 (昭和十一年期)	一八〇
四三四、八三八	六三三、八六四	二四一
一一一、三三三	八一、五三三	七三
三三三、五一四	五三三、三四一	一六五
一三一、七八、〇〇四圓	一五六、五四九、三六七圓	二一九
九一、九四〇、五九八圓	二二、九四三、九六五圓	三三五
四七、六、五七六圓	二二、〇七九、〇三圓	四九
二二、七、八七六圓	三、〇八二、二六圓	一三九
八、二八、二六三圓	六、七〇四、七二圓 (昭和八年度)	八二
一四、〇〇四、五五圓	一八、四二八、一〇四圓	一三三
一四、〇一五、四九九圓	二〇、九〇九、二九二圓	一四九
二五、八九五	四二、三五六	一六四

公學校兒童 二六、〇一一  
實業補習學校生徒 九二〇  
女學校生徒 四、九四四  
中學校生徒 三、九六四  
實業學校生徒 一、六八五  
師範學校生徒 一、五二一  
專門學校生徒 七七七  
高等學校生徒 四一一  
衛生院 一〇一一  
醫師及醫劑師 一、五〇五  
藥劑師 九〇  
產婆 一、〇二五  
鐵道 九四九九  
官設鐵道線路延長 七、五三九、四七圓  
運輸(客貨)金 九、八三〇、一八二圓  
收入(貨物)金 二、二七二圓  
私設鐵道線路延長

三六五、〇七三	二二、三八	二六九
二二、〇	五、九〇一	二五三
四、九四四	五、七六三	二四一
三、九六四	三、三三四	四四
一、六八五	一、三三九	一九一
一、五二一	九七六	一九二
七七七	五七七	二六
四一一	一一四	一四〇
一〇一一	三三五	二三〇
一、五〇五	一、九〇七	二二七
九〇	一、五八	二二
一、〇二五	一、六六一	三三
九四九九	一、〇〇二斤	一〇六
七、五三九、四七圓	九、六五七、四〇〇圓	三三八
九、八三〇、一八二圓	一四、七三三、四七圓	二〇九
二、二七二圓	二、二七一圓	〇九

郵便、電信及電話

通常郵便引受通數

電報發信通數

爲替振出金額

貯金預入金額

電話加入者

電話加入者

振替口座受入

貯金現在金額

職員及僱給

高等官

判任官

其他

高等官は勅任、奏任、同待遇官、判任官は判任、同待遇官を含む。

高等官は勅任、奏任、同待遇官、判任官は判任、同待遇官を含む。

五三〇八九四八

一三七七六一

二五七三九八二圓

一〇六四三三八圓

一一一四七

五二二八、九五三

七九〇五九八三六圓

三、四三一

七〇六、九一三圓

六七〇

二六〇九九一〇圓

一六六三〇

一五、九九七九八二圓

二〇、二四〇

一〇、六九二四圓

七五〇五、三四〇

一九〇二、三三〇

三、四六七、五七九圓

二、五九四、七七圓

一六、三七二

二七、六〇〇、八八〇

二、三〇八九、四一八圓

五、八六七

九〇四、五九六圓

九九二

三、四五、一三圓

一九、六六六

一九、四七、五八五圓

二、三、七九

二、五、七、七八圓

三三

三六

三三

四七

二〇六

三三

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

三六

附録

一 帝國國債總額

附録 一 帝國國債總額
(一) 國債總額
(二) 國債總額
(三) 國債總額
(四) 國債總額
(五) 國債總額
(六) 國債總額
(七) 國債總額
(八) 國債總額
(九) 國債總額
(十) 國債總額
(十一) 國債總額
(十二) 國債總額
(十三) 國債總額
(十四) 國債總額
(十五) 國債總額
(十六) 國債總額
(十七) 國債總額
(十八) 國債總額
(十九) 國債總額
(二十) 國債總額
(二十一) 國債總額
(二十二) 國債總額
(二十三) 國債總額
(二十四) 國債總額
(二十五) 國債總額
(二十六) 國債總額
(二十七) 國債總額
(二十八) 國債總額
(二十九) 國債總額
(三十) 國債總額
(三十一) 國債總額
(三十二) 國債總額
(三十三) 國債總額
(三十四) 國債總額
(三十五) 國債總額
(三十六) 國債總額
(三十七) 國債總額
(三十八) 國債總額
(三十九) 國債總額
(四十) 國債總額
(四十一) 國債總額
(四十二) 國債總額
(四十三) 國債總額
(四十四) 國債總額
(四十五) 國債總額
(四十六) 國債總額
(四十七) 國債總額
(四十八) 國債總額
(四十九) 國債總額
(五十) 國債總額
(五十一) 國債總額
(五十二) 國債總額
(五十三) 國債總額
(五十四) 國債總額
(五十五) 國債總額
(五十六) 國債總額
(五十七) 國債總額
(五十八) 國債總額
(五十九) 國債總額
(六十) 國債總額
(六十一) 國債總額
(六十二) 國債總額
(六十三) 國債總額
(六十四) 國債總額
(六十五) 國債總額
(六十六) 國債總額
(六十七) 國債總額
(六十八) 國債總額
(六十九) 國債總額
(七十) 國債總額
(七十一) 國債總額
(七十二) 國債總額
(七十三) 國債總額
(七十四) 國債總額
(七十五) 國債總額
(七十六) 國債總額
(七十七) 國債總額
(七十八) 國債總額
(七十九) 國債總額
(八十) 國債總額
(八十一) 國債總額
(八十二) 國債總額
(八十三) 國債總額
(八十四) 國債總額
(八十五) 國債總額
(八十六) 國債總額
(八十七) 國債總額
(八十八) 國債總額
(八十九) 國債總額
(九十) 國債總額
(九十一) 國債總額
(九十二) 國債總額
(九十三) 國債總額
(九十四) 國債總額
(九十五) 國債總額
(九十六) 國債總額
(九十七) 國債總額
(九十八) 國債總額
(九十九) 國債總額
(一百) 國債總額

附録

(一) 項目

附録 (一) 項目
(二) 項目
(三) 項目
(四) 項目
(五) 項目
(六) 項目
(七) 項目
(八) 項目
(九) 項目
(十) 項目
(十一) 項目
(十二) 項目
(十三) 項目
(十四) 項目
(十五) 項目
(十六) 項目
(十七) 項目
(十八) 項目
(十九) 項目
(二十) 項目
(二十一) 項目
(二十二) 項目
(二十三) 項目
(二十四) 項目
(二十五) 項目
(二十六) 項目
(二十七) 項目
(二十八) 項目
(二十九) 項目
(三十) 項目
(三十一) 項目
(三十二) 項目
(三十三) 項目
(三十四) 項目
(三十五) 項目
(三十六) 項目
(三十七) 項目
(三十八) 項目
(三十九) 項目
(四十) 項目
(四十一) 項目
(四十二) 項目
(四十三) 項目
(四十四) 項目
(四十五) 項目
(四十六) 項目
(四十七) 項目
(四十八) 項目
(四十九) 項目
(五十) 項目
(五十一) 項目
(五十二) 項目
(五十三) 項目
(五十四) 項目
(五十五) 項目
(五十六) 項目
(五十七) 項目
(五十八) 項目
(五十九) 項目
(六十) 項目
(六十一) 項目
(六十二) 項目
(六十三) 項目
(六十四) 項目
(六十五) 項目
(六十六) 項目
(六十七) 項目
(六十八) 項目
(六十九) 項目
(七十) 項目
(七十一) 項目
(七十二) 項目
(七十三) 項目
(七十四) 項目
(七十五) 項目
(七十六) 項目
(七十七) 項目
(七十八) 項目
(七十九) 項目
(八十) 項目
(八十一) 項目
(八十二) 項目
(八十三) 項目
(八十四) 項目
(八十五) 項目
(八十六) 項目
(八十七) 項目
(八十八) 項目
(八十九) 項目
(九十) 項目
(九十一) 項目
(九十二) 項目
(九十三) 項目
(九十四) 項目
(九十五) 項目
(九十六) 項目
(九十七) 項目
(九十八) 項目
(九十九) 項目
(一百) 項目



附録

一 帝國國富總額

内閣統計局に於ては昭和五年末を選び國富調査を行つたが其の結果に依れば我が國の國富總額は一千百一億八千八百萬圓内、官有一割二分、公有四分に對し私有は實に八割四分を占めてゐる。

次に之を種類別に觀るに土地の四百十億九千百萬圓最も多く總額の三割七分を占め、建物二百二十八億四千三百萬圓（二割一分）、家具家財の百二十四億七千三百萬圓（一割一分）等は之に並いでゐる。

尙之を世帯及び人口に就て觀ると一世帯當り八千六百七十二圓、人口一人當り千七百七十圓である。

更に之を項目別及府縣別に掲ぐれば次の如くである。

項目別 (單位百萬圓)		總額	官有	公有	私有
土地	總額	41031	3496	1413	3655
總額	項目	2018	3496	465	903
項目	總額	2018	3496	465	903



廣山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖

(備考)

兒

右府縣別國富推計額は昭和五年末各府縣境域内に現在した物的財貨に就て其の總價額を表章したものである。(對外の債權債務差額を除外した)

島口島川媛知岡賀崎本分崎島

三五六七 二二三二 八八八 八八八 一七〇四 一七〇四 一三〇〇 一三〇〇 一八〇八 一八〇八 一四八三 一四八三 一〇三三 一〇三三 二二三六 二二三六 四四一 四四一

一三〇八 一五六七 七〇七 七〇七 四六二 四六二 五七五 五七五 一四二 一四二 一〇三 一〇三 八八 八八 一四二 一四二 四四 四四

一〇八 九〇 七〇 七〇 四八 四八 五三 五三 三三 三三 八八 八八 五九 五九 三三 三三 三三 三三

二二七一 一八八五 七八三 七八三 一四六四 一四六四 九八八 九八八 四四三 四四三 一〇四三 一〇四三 一七六六 一七六六 一三三五 一三三五 九一四 九一四 二〇三二 二〇三二 四二二 四二二

新富石福山長岐靜愛三滋大京兵奈和島岡

歌

瀨山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山根

二九三五 二七二七 一〇三三 一〇三三 八六八 八六八 三三三三 三三三三 二二八七 二二八七 三三〇〇 三三〇〇 四六四四 四六四四 二二九七 二二九七 一三三二 一三三二 二七〇七 二七〇七 五五五六 五五五六 四六六六 四六六六 一〇八二 一〇八二 二二二七 二二二七 二二六 二二六

二二二 二二二 五二 五二 六六 六六 三三 三三 五〇 五〇 一八五 一八五 二〇九 二〇九 二六八 二六八 四六八 四六八 四九 四九 三九 三九 四八 四八 三九 三九 四四 四四 五九 五九 三三 三三 二六 二六

九六 八八 七三 七三 三〇 三〇 一九 一九 一八 一八 八二 八二 三三 三三 二五 二五 一八 一八 二二 二二 四三 四三 八二 八二 二〇 二〇 一八 一八 二二 二二 二六 二六 二二 二二

二六二四 一〇三六 一〇三六 九五一 九五一 六八八 六八八 二二二二 二二二二 一八四四 一八四四 二七九一 二七九一 四一六六 四一六六 二〇四七 二〇四七 一〇八九 一〇八九 二二二二 二二二二 四七九六 四七九六 四二九八 四二九八 九八二 九八二 一三三四 一三三四 六五五 六五五 一〇〇八 一〇〇八 一八三五 一八三五

二 國債及借入金

昭和十年度末に於ける我が國の國債及借入金總額は百十二億五千八百萬圓であつて前年度末に比し八億餘圓を増加した。其の内譯は國債百十億三千三百萬圓、借入金二億二千五百萬圓である。

次に累年比較を観ると昭和元年度末は六十億五千四百萬圓であつたが昭和十年度末には百十二億五千八百萬圓となり八割六分の増加を招來した。本表の内地は帝國統計年鑑、其の他は拓務統計に依る。

(イ) 實 數 (單位千圓)

總 額	國 債	借 入 金	%	人 口 一 人 に 付
總 額	國 債	借 入 金	%	人 口 一 人 に 付
内地	内地	内地	内地	内地
11,350,000	11,033,700	316,300	100.0	155.6
朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮	朝鮮
1,575,000	1,575,000	0	93.9	23.6
臺灣	臺灣	臺灣	臺灣	臺灣
5,167,000	5,090,000	77,000	4.6	24.1
南洋	南洋	南洋	南洋	南洋
3,797,000	3,810,000	13,000	1.1	17.7
群島	群島	群島	群島	群島
700,000	700,000	0	0.0	7.0